

令和4年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 令和4年6月7日(火)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦朗君から欠席の届けがありましたので、よろしく願いいたします。
これより、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。4番 北嶋賢子君、5番 石井清人君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営副委員長 畠山一充君の報告を求めます。

議会運営副委員長 畠山一充 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
去る5月27日午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、6月定例会の日程、議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、補正予算関係議案が3件、人事案件議案が1件、報告が5件であります。
また、陳情は6件、一般質問者は7名となっております。
次に、議員派遣につきましては、町村議長会主催の議員研修会が7月25日、月曜日秋田県町村会館で開催されます。
今定例会の日程は、初日が諸般報告、町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案、陳情等について各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は皆様に配付した資料のとおり、本日から10日までの4日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜りご協力下さいますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営副委員長報告のとおり、本日7日から10日までの4日間と決定してご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、本日から10日までの4日間と決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第3、諸般報告に入ります。始めに議長の諸般報告ですが、この報告は、令和4年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配付しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。次に、広域組合議会の諸般報告に入ります。各広域組合議会の状況・課題等について、各組會議員からの報告を頂きたいと思っております。
始めに、八郎潟町・井川町衛生処理施設組會議員からの報告をお願いいたします。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。
八郎潟町・井川町衛生処理施設組會議員の報告をしたいと思います。
去る令和4年3月23日、午後2時から旧八郎潟町役場3階会議室において、令和4年八郎潟町・井川町衛生処理組會議会3月定例会が開催されました。
議案に先立ち管理者から前年同期と比べ、し尿・浄化槽汚泥合わせて約9%の減となっており、また五城目町分を含め1日当たり平均処理量は3.92㎥であります、と報告がありました。

議案については、歳入は令和4年度の八郎瀧町・井川町衛生処理施設組合の一般会計予算について、歳入4町の負担が1,941万8千円、五城目町から事業収入が3,489万9千円となっており、歳出は主に汚泥処理委託606万3千円、そして機器整備委託2,900万円として、予備費としては100万円としておきまして、全会一致をもちまして可決されました。

以上、報告を終わります。

議長 伊藤秋雄 次に、八郎湖周辺清掃事務組合議員からの報告をお願いいたします。

6番 京極幸村

6番 京極幸村です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会についてご報告させていただきます。

去る令和4年3月24日、八郎湖周辺クリーンセンターにおいて、八郎湖周辺清掃事務組合議会3月定例会が開催されました。

議案は令和4年度一般会計予算についてであります。令和4年度一般会計予算については、当初予算の歳入歳出総額は6億2,820万円であります。前年比5,855万4千円、10.3%の増であります。

これは機器メンテナンス等に伴う塵芥処理費が前年度比6,466万6千円の増額を見込んでいることが主な理由であります。

その他、歳出の主なものとして修繕料として1億4,996万7千円を計上しております。

また処理施設運転業務委託として、1億6,225万円のほか、各種検査業務、保守点検業務委託など、委託料全体で1億9,643万5千円を計上しております。

また、公債費元利償還金として、1億5,421万3千円を計上しております。満場一致で原案通り可決いたしました。

以上で八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告を終わります。

議長 伊藤秋雄 最後に、湖東地区行政一部事務組合議員からの報告をお願いいたします。

2番 小柳 聡

それでは私の方から湖東地区一部事務組合議会の報告をいたします。

令和4年3月28日、湖東地区消防本部会議室において、令和4年第一回湖東地区行政一部事務組合定例議会が開催されました。

潟上市の議員改選に伴い役員の改選が行われ、議長に井川町の松田弘咲議員、副議長に八郎瀧町の村井昇議員が選任されました。

職員は3名が普通退職となり、3名を4月1日付けで採用する旨の説明がありました。

議案は3議案あり、内2議案が押印の廃止や非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する条例の整備でありました。

議案第3号 令和4年度一般会計においては歳入歳出総額で6億1,851万円となり、前年度対比では6.72%の減となっております。

歳出の主なものは、人件費が歳出全体の78.2%を占めており、物件費8,377万円、建設事業費1,750万円、公債費2,790万円等の予算が計上され、審議の結果、全会一致で原案通り可決されました。

救急出動は、941件の出動の内、八郎瀧町は251件でありました。

斎場の使用状況は、505件の使用があり、組合区域外の使用は156件となっております。動物炉の使用は170件となっております。

また5月26日に湖東地区行政一部事務組合議会全員協議会が開催され、男鹿地区と湖東地区両消防の広域化に向けた常備消防力適正配置調査の報告を受け、メリットや課題を共有し、引き続き今後も検討していくこととしております。

以上が湖東地区一部事務組合の報告であります。

議長 伊藤秋雄

以上で各組合議会の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫

(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 伊藤秋雄

これより町長の行政報告に対する質問を行います。

なお、質問は明日の一般質問と重複する質問は控えて下さるよう、また、一人一問程度で、簡潔にお願いしたいと思います。

質問のある方は挙手してください。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。今、じゅんさいの行政報告ありましたけれども、町としては損失があったのか、なかったのかをお尋ねしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 町としては損失はありません。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、議案第25号から日程第8、陳情までの、議案3件、陳情6件を、各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 それでは本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
予算書をご覧ください。

議案第25号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)について

補正予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ1,731万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億5,518万8千円としております。

それでは歳入の主なものをご説明申し上げます。

8・9ページ、国庫支出金の衛生費国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金544万8千円を、衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金838万9千円をそれぞれ追加しております。

いずれにつきましても4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る財源でございます。

民生費国庫補助金には子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金200万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するものでございます。

財政調整基金繰入金790万1千円の減額は、財源の調整に係るものでございます。

諸収入の雑入には秋田県後期高齢者医療広域連合負担金494万2千円を追加しております。これは、同広域連合へ派遣している町職員1名分の人件費でございます。

自治総合センターコミュニティ助成金110万円の追加は、町内会への備品購入に、地域防災組織育成助成事業助成金100万円の追加は、消防団防火衣の購入に、また、地域活性化センター助成金100万円の追加は、団体活動に対する助成に係る財源でございます。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

12・13ページ、総務費、自治振興費、負担金、補助金及び交付金の総額216万3千円の追加は、町内会への備品購入、団体活動への補助金でございます。

14・15ページ、民生費、児童措置費に総額210万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するものでございます。支給額については、対象者一人当たり5万円となっております。

16・17ページ、衛生費の予防費には、総額1,528万4千円を追加しております。これは、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、子宮頸がんワクチン接種事業に係るものでございます。

20・21ページ、消防費、非常備消防費では、条例の一部改正により消防団員報酬109万2千円を、また消防団への防火衣の配備に係る備品購入費115万5千円を追加しております。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、24ページからの「給与明細書」に記載しております。

以上が一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

議案第26号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
29ページ、歳入歳出に、それぞれ109万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,511万4千円としております。
36・37ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等交付金の特別交付金に107万5千円を追加しております。
38・39ページ、歳出の主なものにつきましては、総務費、一般管理費、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金107万5千円を追加しております。これは、国民健康保険税の均等割額の減額に係るシステム改修費でございます。
以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第27号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について
41ページをご覧ください。収益的収入に39万6千円を追加し、総額を1億5,204万円に、収益的支出に60万9千円を追加し、総額を1億4,492万8千円としております。
44・45ページ、収益的収入につきましては、消防設備負担金39万6千円を、収益的支出の主なものでは消火栓撤去工事39万6千円をそれぞれ追加しております。
以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案等に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、議案第25号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。17ページで子宮頸がんワクチンの質問なんですけども、この116万の中に3月の当初予算では定期接種のところをたぶん少なからず予算化してると思うんですが、今回この補正でキャッチアップ予算がキャッチアップが可能かというところと、キャッチアップ予算が含まれているのか、というところをそこら辺をお聞きしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員のご質問にお答えします。
今回の補正につきましては、キャッチアップ対象者のための補正でございます。
具体的に言いますと、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの方を対象にしたキャッチアップとしております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。18、19ページの中にある一つは農業費の中の、夢ある園芸産地創造事業費補助金、この内容を教えてください。それからもう一つは商工費の中にある、ふるさとものづくり支援事業費補助金、この内容二つ教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 18、19ページの夢ある園芸産地創造事業費補助金でございますけども、これは県の単独事業であります。以前、夢プラン応援事業がありましたけども、その後継事業となっております。中身については枝豆の移植機購入に係るものであります。
それから同じく、ふるさとものづくり支援事業費補助金、これにつきましては通称ふるさと財団からの補助金となります。事業者さんが4年度のふるさとものづくり支援事業に、具体的に言いますとあんごまソフトの商品化事業として申請したものが採用され、令和4年3月4日付けで、一般財団法人地域総合整備財団から交付決定なったもので、今回予算化したものでございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 いいですか、他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。
次に日程第6、議案第26号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第

1号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。
次に日程第7、議案第27号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)
について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 44、45ページに、消火栓の撤去工事あるんだけど、この消火栓を廃止すること
によって、水利に不便ないか確認したいけども。そばに防火水槽とかあるのかな、そこ
辺り大丈夫でしょうか、教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、町民課長。

町民課長 畠山孝直 石井議員の質問にお答えいたします。近くに薬王堂のところに防火水槽がありまし
て、その先のファミリーマートのコンビニのところにも消火栓があるということで、消
防署とも協議した結果、その今回撤去予定の消火栓を撤去してもまずは問題ないとい
うことで、今回は撤去するというので予算を計上しております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第27号についての質疑を終わります。
次に日程第8、陳情について、を上程いたします。お手元に配布しております陳情は
6件であります。
提出された議案並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管
の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室を報告させていただきます。

議会事務局長 相澤重則 総務産業常任委員会は第一委員会室で、教育民生常任委員会は、第二委員会室
で開催させていただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午前 10時42分)

令和4年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 令和4年6月8日 (水)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は11名であります。
なお、3番 伊藤敦朗から欠席の届けがありました。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。始めに11番 柳田裕平君の一般質問を行います。はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 おはようございます。
今日は新庁舎での初めての定例会でございます。私が初めての一般質問者になりましたので、緊張しておりますが一つよろしくお願ひいたします。
それでは質問に入ります。その前に本日の質問ですが、地域おこし協力隊というのが主な質問でございますので、その辺だけ一つご理解いただきたいと思ひます。
表題で移住者受け入れ対策についてであります。3月21日の魁新聞ですが、2021年度に活躍した地域おこし協力隊員が前年度比で541人増の6,005人となり、初めて全国で6,000人を超えているとの報道がありました。
その一つの要因として、新型コロナウイルス禍により地方移住への関心が高まっていることの裏付けと言えそうであるとのことでした。
傾向として、隊員は若い世代が多く続いており、2021年度も20代と30代で全体の3分の2を占めていたとのことでした。
男女の比率は前年度と変わらず男性59.3%、女性40.7%とのことでした。
それから、任期終了後に赴任先か近くの自治体に定住したのは、2021年度3月末時点では、累計5,281人で飲食業や宿泊業を始めて暮らしているケースが多いようです。
定住者は隊員経験者全体の65.3%を占め、地方移住者の増加に一役買っているとのことでした。秋田県内ですが、2021年度では前年度より20人多い101人が地域協力隊として活動しているとありました。
ただ、県内25市町村のうちで隊員が一人もいなかったのが、潟上市、井川町、美郷町、そして八郎潟町の4市町村のようでした。
この移住・定住と地域おこし協力隊の取り組みについては、本町議会でも10年程前から多数の同僚議員が幾度となく一般質問で、町当局に促しているところであります。
そこで、今までの町当局が説明されていた要点を広報「議会だより」から調べてみました。箇条書きで一応年代の古い順になっております。
○誘致企業による雇用確保、移住やAターンを促す施策は実行できていないのが現状である。今後は広域的な考え方で各方面と連携しながら取り組んでいきたい。
○起業・創業する方や、空き家対策に適応した施策を検討して参ります。
○安心して出産・育児のできる環境、Aターンの促進、雇用の受け皿、結婚の出来る環境などの町づくりが大切である。
○雇用の場を確保するなど若者の定住条件の整備に努力します。
○空き家バンクの開設、移住奨励金制度、医療費助成の拡充など、子育て世代向けの定住政策として検討して参ります。
○導入のメリットとしては、行政ができなかった柔軟な地域おこしができ、共同体制と受け入れの機運が高まる。
導入のデメリットとしては、責任の所在が分からなく、成果が見えにくいので地域に理解されにくい面がある。
○平成28年からの第6次総合計画で素案を策定して、町職員のプロジェクチームと町民の意見や要望を盛り込んでいく。
活動費、サポート体制、移住体制など、生活条件の整備を充分にした上で導入を図る。
○隊員の具体的な内容を絞り込めておりませんので、方針が固まり次第導入を促進して参ります。
○総合的な町施策の中で考える問題かと認識しております。

ここまでが当局が話しされてきた内容であります。今までの当局の受け答えからは、

やや慎重な姿勢を感じておりました。

ご承知のように、今の世情は大きく変わろうとしております。新型コロナウイルス禍だけではなく想定外の自然災害が現実化していることでもあり、安全で安心して暮らしやすい地方への移住を考える方が、今後も増えてくるのではとも言われております。

秋田県内の事例ですが、東成瀬村が村の魅力発信する動画作成に携わる隊員を新たに募ったところ、地域おこし協力隊員が前年度比で10人程増えたとありました。

隊員のうち、6人が動画作成の活動に従事して、村民のインタビューや村内の風景を撮影して動画投稿サイト「ユーチューブ」で発信しているようです。

村民にはない視点で、これまで気がついていなかった魅力を取り上げてくれている、村のPRに役だっていると村の担当者は話していたとのことでした。

また、にかほ市では、「にかほ・子供伴走プロジェクト」を背景に子供を中心とした子育て環境を整え、地域や行政が一体となって支援する施策を実施して、2018年からの4年間で子育て世帯が77世帯程転入超過したとありました。

本町としても、いろんな事例を勉強しながら決断を強いられる時かと思いますがどうでしょうか。

私なりにですが、地域おこし協力隊と移住者対策を考えてみました。

○教育をメインとした誘致を考えてはどうでしょうか。秋田県の教育、八郎潟町で子供を育てる教育姿勢を前面にアピールする。

○町ぐるみの積極的PR、勧誘姿勢、東京圏情報の提供依頼の体制づくりが大切である。

そのためには、他市町村を参考にしながら強力な地域おこし協力隊を立ち上げること。

○移住策と同時に働く場所の確保が大きな問題である。町に無ければ周辺町村との連携も考える。

○町を挙げての「移住者受け入れ体制」を内外の有識者会議等で早急に検討してまとめる必要があると考える。

この「移住者受け入れ」については、10年程前から取り上げられてきた課題であります。町当局としても、はっきりと具体的な施策を打ち出すべきところに来ていると考えますがどうでしょうか。

施策は散発的ではなく、包括的視点に立って役場をあげて取り組みのできる八郎潟版の魅力ある総合的「移住者誘致策」を策定し、他の自治体で成果を上げているように地域協力隊を活用していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町当局としての先々を見据えた考えをお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

教育に関する地域おこし協力隊の誘致ということだと思っておりますが、これまでの議会でも取り上げられ、お答えしておりますが、まずは地域おこし協力隊をどの分野で募集するかが重要となります。

過去には、はちパルを活用した各種事業企画の分野や産直センターに関連した分野での募集も案の一つとして考えたこともありました。現段階では、明確にした募集分野や計画はございません。

いずれにしても、地域おこし協力隊の募集となれば、受け入れの体制づくりも含め、議員言われるような教育に関連した地域おこし協力隊も案の一つとして考えていきたいと思っております。

次に、移住を希望する方の働く場所の確保については、テレワーク移住ができる方や起業を考えている方は別として、そうでない方にとっては、働き場所の確保が必要となります。

本町に移住を希望する方の働き場所は、やはり町内外の企業や事業所になると思っておりますので、周辺市町村との連携も考えていく必要があります。

移住者受け入れに関しては、全国的に人口減少が進む中、移住・定住施策は重要であると考えています。

本町では、平成28年度から、ふるさと回帰支援事業や雇用促進奨励事業を実施しており、また令和元年度からは、移住支援助成事業を加え、移住・定住の促進を図っているところでございます。

なお、新たな移住・定住施策については、関東圏に向けたPRや移住促進のサイト開設といった積極的なプロモーションの推進や地域おこし協力隊の活動を軸とした取り組みを促進する必要がありますので、町民や有識者の理解を得ながら、検討して参りたいと思っております。

11番 柳田裕平 ただ今言われたんですが、近々と言うか1・2年以内に地域おこし協力隊も活用する
というような形も考えていると言うことでしたので、ただ私の考えてることを言わせても
らえば今すぐ考えてすぐ実行できるようなものでもないもので、やはりなるべく早く計
画を立てて、準備万端という形で持っていけないと、1年が2年になり、2年が3年
になるということにもなり兼ねないので、そこら辺は一つ申し上げておきたいと思
います。

そこでちょっとにかほ市の例なんですが、申し上げたいと思います。

先程もちょっと申し上げましたが、にかほ市は子供伴走プロジェクトは背景にある
ということでした。教育環境の整備というところでは、にかほ市の例なんですが
にかほ高校との連携、秋田県立大、秋田大学、ノースアジア大学、東北公営文化大との
連携協定を結んでいるようです。

それからその他の主な政策ですが、学童クラブの奨励、奨学金返還助成制度、就学援
助制度、就労支援、移住者就労事前調査、面接等旅費援助、帰郷された方への就労奨励
金、5歳児までの保育料無償化、医療費高校まで無償、移住者用住宅支援最大100万
円、空き家情報バンク仲介手数料補助、若夫婦子育て世帯家賃補助、等々たくさんの施
策を打ち出しているようでございますので、後でまたそこら辺を調べていただきた
いと思います。

それで確かに財源の問題のこともありますが、国の補助金の他に自治体の負担がある
なしの問題ではなくて、大袈裟ですが町の存亡に係る大問題であると思っております。
今、懸命に努力することが私達の責任であると考えます。

町の将来見通しを考えれば、行政ができなかったことを地域おこし協力隊と共同で取
り組んで、可能性のあるものに積極的にトライしてはどうでしょうか。

将来は子育て世帯だけでなく、定年後は自然災害の少ない地方での安心・安全な暮ら
しを選択することも増えてくるのではないのでしょうか。

町の自然環境なども見直しして、住み良い町、住み続けたい町を再生してみてもど
うでしょうか。これは通告してませんので、このことについて町長の方から何かあつたら
お話しを伺いたいと思いますが、なければいい結構でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町づくりに関しては、地域おこし協力隊も一つの案でございますので、総体的に考
えた一つの案として、これから考えていきたいと思っております。

11番 柳田裕平 そういふことで、できればこの事業も重要課題として取り組んでいただくようにお願
いをしておきたいと思っております。

これを持ちまして私の質問を終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。私ちょっと寸足らずだから、この台ちょっと寄せさせてもら
います。議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。3項目の通告をさせていただきました。

それではまず1番から始めたいと思っております。1番として気候変動危機の打開について
と題しました。

気候変動は人類共通の関心事で、安全でクリーンで健康的で持続可能な環境の権利、
あたりまえの事だけれども、氷河湖が解けて橋が壊れたニュースを見ていると、これ程
までに地球温暖化が進んでいるのかと驚かされました。

COP26で居並ぶ各国の首脳たちに、カリブ海の島国バルバトスの首相は1.5度
Cの目標は人類が生き延びるために必要であり、2度Cは死刑判決になると主張しまし
た。山の無い島国ですので、今海水が盛り上がってきているんだそうです。

日本でも梅雨を目の前にして、経験したことのない雨はこれまでの7倍にも増加して
るといいます。

町でも気温の上昇と短時間豪雨にも備えて、情報の伝達は密が必要だと思います。特
に馬場目川下流域のゼロメートル地帯の安全と避難対策は万全にということで、これを
1番にしました。

2番として沖縄の返還と青春、アメリカの大統領が東京の横田基地に降り立ちました。
沖縄返還から50年です。当時はベトナム戦争の最中でした。黒い殺人機が横田から

ベトナムにも飛び立ってました。私達は戦争反対を人間の鎖で横田基地を包囲したことがありました。高校時代同級生達がマッターホルンを目指せ、アイガー北壁頑張れ、同級生たちにたくさんの寄せ書きをもらって東京に出たんですけども、社会の状況がベトナム戦争の盛りでしたので、いつの間にか社会と状況の渦の中にしっかりとハマってしまいました。

毎日が沖縄を返せのシュプレヒコール、そして沖縄を返せの大合唱でした。でもおそらくメンバーで私は一番の年配だと思います。もしかしたら経験したというのは加藤議員さん位かなと思うんですけども、毎日がこの連続でした。

そして私は労働組合をしていましたので、労働組合にはわらび座の分工隊が来て、歌の歌唱指導や寸劇をやりました。たった3人か4人しか来ないんですけども、すごく感銘をさせられました。

そして秋田県の田沢湖の近くに、まわり舞台のある劇場を作るというんです。あんな秋田の山奥にどうしてそんな大きな劇場が必要なのか、と言いながらもカンパ集めをしました。

それが今のわらび劇場です。わらび劇場に行ってみて手すりにつかまって、この手すりの一つの役に立ったのかなと、このように感じて私の一つの自慢の青春の一駒です。

この間ニュースで岩手県の企業がわらび座に寄附をした話がありました。わらび座は必ず復活すると思います。そして沖縄の高校生達は、甲子園に出れるようになったんですけども、土を持って帰ることができませんでした。

沖縄返還になって38年立って、土を持って帰ることができました。検疫に引っかかるからと言われておりました。戦火の中苦労された分、今問題になっている新基地は、グアム島などの移転で、そうすれば沖縄の人々の本当の解放へと繋がるとは思います、ということで、町長の見解を聞きたいと思います。

3番目として空き家解体に助成をと題しました。春の作業が終わって息子が田植え機械を洗っていました。そしたらその脇をアナグマがのそのそと歩いてました。おいおいと息子がそう言っていましたけども、そういう自然が残っている浦大町です。

年ごとに増えていく空き家、浦大町にも20軒以上もの空き家があります。週に1回は全町を回っていますが、この空き家群を整理したなら街はもっと整然となるとは思います。

古い家を若いもんたちに置いていけない、置いて行く訳にはいかない、何ぼ程かかるものかなとこのように聞かれました。

解体ができなくなった家は、町の強制執行なんかあるんですけども、まだ力があつて解体を希望する人に、リフォームのように助成ができないものかどうかお尋ねをしたいと思います。以上3項目です。よろしく願いいたします

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。
災害時の伝達については、防災行政無線、町広報車による巡回呼びかけ、民間携帯会社4社のエリアメール、テレビ局へのテロップ依頼するなど迅速に情報を提供し、避難するよう呼びかけることとしております。

馬場目川下流地域の安全と避難対策については、水防法の一部改正にともない、新しい浸水想定区域の反映、避難情報の種類及び避難場所の情報などを掲載したハザードマップを全戸配布し、周知に努めております。

また、今年度実施予定の町内にもありますが、災害時に適切に避難できるよう、町内会と連携した避難訓練の実施を図ってまいります。

次に、沖縄は東アジアの各地域に近い位置にあり安全保障上、極めて重要な位置にあるとされております。優れた即応性・機動性を持ち、武力紛争から自然災害に至るまで、多種多様な任務に対応可能なアメリカ海兵隊が駐留することは、我が国のみならず、東アジア地域の平和や安全確保のためには重要な役割を果たしていると言われております

岸田首相は、沖縄県民への基地負担については、引き続き負担軽減に全力で取り組み目に見える成果を一つ一つ着実に積み上げて行くとしておりますので、国民全体の問題であるとして、注視していきたいと思っております。

最後に、空き家解体助成についてですが、適正に管理されず、周辺に対して危険性の高い空き家等を除去する者に対し、空き家等除去費補助金交付要綱により、解体費並びに当該解体によって生ずる廃材の運搬費及び処分費の合計額の2分の1を補助し、50万円を限度としております。

空き家等除去費補助金交付要綱の見直し、拡充については、個人財産である空き家は所有者自ら適切に管理すべきものであることから、考えておりません。以上です。

4番 北嶋賢子 1番ですけれども、気候変動のことなんですけれども、私は最後のところに川崎の馬場目川下流域のゼロメートル地帯と書かせてもらいました。

あそこに立つと、川面の方が高くて、家の方が下がってて見上げなきゃならないんですね。小中学校がまだ土曜日に学校があった時に、土曜日の学校が終わるのを待って、1年生と6年生の息子がいたもんだから、ランドセルを付けたまま土曜日に岩手まで走りました。

そして田老町に泊まりました。そして田老に行って防潮堤を見て、本当に見上げるような防潮堤を見て、こんなに高いものが必要なのかそう思いました。そして東日本のこの間の津波、その高い防潮堤を見事に乗り越えた津波がきたんです。

ですからその高い防潮堤を乗り越えた津波を見て、凄いなと思ひましてそれでやっぱり用心に越したことはない、やっぱりうち方の馬場目川の下流域も相当水面の方が家よりも高いので、用心に越したことはないと思ひました。

もう一つ用心に越したことがないというのは、この間の町長の説明の中で各分団に防護服を準備したと、これもやっぱり良いことだなと思ひました。使わないに越したことはないんですけど、これも用心に越したことはないと思ひましたので、このことも付け加えてもらって、そしてハザードマップを全町の人達とうまく町内会と話し合っ、そして何かあった時に皆んな一緒に避難できればなと思ひました。

2番の沖縄返還なんですけれども、今、ウクライナが問題になっております。そして私は力には力をではいけないと思ひます。ベラルーシがロシアでプーチン大統領に逆らえないのと同様で、日本もやっぱりアメリカに逆らえない状況なんですけれども、今の一番の特徴は総理大臣が広島出身だということだと思ひます。

ですから大いに広島の宣伝をして、やっぱり自分は広島出身だということで、今回の力と力に対する問題に対しては、日本の広島出身の総理大臣が先に立ってもっと頑張らなきゃならないんでないかなと思ひます。

そして3番目の空き家解体の問題は、本当に浦大町は自然が豊かです。1軒の家が空き家になっちゃうと周りが町と違って家並みが1軒の家の周りがみんな畑なので、森に返ってしまいます。

ですからその私に言った人も、何とかならないものかなと、若い者達に置いていく訳にはいかないし、補助があれば助かるんだけどもな、このように言われましたけども、今、町長が話した2分の1の50万限度に、ここのところもう一回聞きたいけれども、2分の1の50万を限度に補助するようなことを話されましたけども、そのことをもう一回詳しく聞きたいと思ひます。

そして浦大町の今の最大の大きな問題として、北嶋家の総本家が石垣だけが残って、土蔵が崩れて、小さな家も屋根が折れて凄惨な石垣だけが残ってるの、あそこ整理したらすごく良い公園になるだろうしということで、あそこの家は前に八郎瀧町の議長をした斉藤久一議長の奥さんがあそこの家出身で、その息子さんが今一人川崎に住んでいるんですけども、何とかならないかと言えば昔むかしの話だから何も手付けられない、このように言うんですよ。

でもね、だんだん浦大町も人が少なくなってきた、古い家といえば雄一先生も歴史のことは良く知っているんだけども、あそこの家は孫別家だし、せば私が生きてるうちに何とか取り組まなきゃいけないものかなと、このように空き家のことに関しては大本家に当たることに関して今思ってるところです。

毎年春になると、黒サンショウウオの卵が一杯池にあるんです。そして奥の方には滝もあるんです。あそこをもう少し整備してそして皆の憩いの場所が出来たらなと思ひました。この3番の50万の限度額の2分の1のことを、もう一回聞きたいと思ひます。

お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 空き家等除去費の補助金ですけれども、150万円かかっても上限が50万円、それと100万円以内、例えば80万円であれば半分の40万円という意味でございます。

4番 北嶋賢子 最後の質問なんですけれども、この2分の1の100万、80万、40万なんですけれども、これはあくまでも空き家という意味で解釈してよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、町民課長。

町民課長 畠山孝直 北嶋議員の質問にお答えします。現在ある空き家の補助金の交付要綱については、あくまでも適正に管理されていない、周辺に対して危険性の高い空き家等を除去するものに対しての補助金の交付でございます。以上でございます。

4番 北嶋賢子 はい、分かりました。聞かれた本人にはまずその通り答えたので、せば自分でやらなければならないんだなって本人は納得してましたけども、でもなるべく空き家が少なくなるように行政の方でも、そして私達町内会の方でもなるべく負担を軽くして協力して行きたいと思います。以上で終わります。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、6番 京極幸村君の一般質問を行います。6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。通告に基づき3つのテーマについてご質問させていただきます。質問の1つ目は、ふるさと大使によるプロモーション活動の可能性についてであります。首都圏への人口の流出を防ぎ、地方を活性化するためには、まちの魅力を知ってもらうプロモーション活動が欠かせません。

同時に、住民にももっと地元を知ってもらい、生まれ育った土地への愛情を持ってもらうことも大切です。町のプロモーション活動の方法は、観光事業やイベントの開催、ふるさとCMや映像コンテンツの制作など様々あります。

これらによる町のPR効果は決して小さくはないと考えておりますが、例えばふるさとCMであったら県内中心の放映であるなど、その広報範囲というのは地理的に限定的であります。

本町における既存の広報範囲をより拡大するという観点から、ふるさと大使を利用した町のPRを提案いたします。

本町所縁の有名人の方にふるさと大使として広報活動をしてもらうことにより、全国規模で広く認知度の向上が期待できます。SNSインフルエンサーにふるさと大使として広報活動をしてもらうことにより、そのインフルエンサーの同年代や同じ趣味を持ったコミュニティを中心に浸透度の高いPR効果が期待できます。

また、本町も人口の社会流出が進んでおりますが、ふるさと大使の情報発信を通じたインターネット・コミュニティができることにより、故郷を離れた方々もふるさと八郎潟への関心が持続していくのではないのでしょうか。

さらにふるさと大使を通じて地域振興、まちづくり等に関して外部視点のフィードバックを受けることで、八郎潟町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

以上の理由から、本町出身の有名人やインフルエンサーなど、そういった方々にふるさと大使になってもらい、八郎潟町をPRしてもらうのはいかがでしょうか。

そここでご質問させていただきますが、本町はプロモーション活動をどのように行っていて、それを町当局としてはどう評価しているか、現状を伺います。

また、ふるさと大使の登用について、当局の見解を伺います。次に、ふるさと大使とふるさと納税が関連づけられるのではないかと考えます。

北京オリンピックカーリング女子で銀メダルを獲得した日本代表の「ロコ・ソラーレ」の地元、北海道北見市のふるさと納税額が大会期間中に激増したと報道がありました。

2021年度6億3,000万円だった北見市のふるさと納税による寄附金は2022年2月時点で17億円を突破した模様であり、前年度比約1.1億円の増となり同市の過去最高額を記録しております。

オリンピックでは他にも多くのメダリストがおりましたが、ここまでふるさと納税に影響があったケースは希少となっております。大きく2つの点がふるさと納税の増額に繋がったと推察します。

1つ目は、ロコ・ソラーレのチームの活動拠点が北見市であり、5人のメンバーのうち4人が北見市出身であるということが多くの人に周知されたこと。

2つ目は、ロコ・ソラーレの関連グッズや選手達が試合中に口にしていた北見市の菓子など、ロコ・ソラーレに関連するふるさと納税の返礼品を北見市が用意していたことで、興味を持った方々やファンの心理に対する受け皿が用意されていたことです。

本町出身者にも、バドミントン選手の志田千陽さんを初め、全国規模や国際規模で注目されているアスリートがおります。

こうした方々が本町出身であることは我々町民にとっても誇らしいことでもあります。

そここでご質問させていただきますが、全国規模や国際規模で活躍している本町出身のアスリートやいわゆる有名人と言われる方はどの位いるのか、そして町はその方たちと現在どのような関係性を持っているのか伺います。

また、こうした方々に関連したふるさと納税の返礼品を用意してはどうかと提案しますが、これにつきまして当局の見解を伺います。以上で1つ目の質問を終わります。

続いて2つ目の質問のテーマは、中学校部活動のこれからについてであります。

中学校部活動が少子化と教員の働き方改革といった2つの観点から、改革を迫られております。

本町における部活動も生徒数の減少を受けて廃部となったものもあります。存続している部活動も人数不足により、練習環境が厳しくなっております。まずは人数不足による部活動への影響についてお伝えしたいと思います。

1つ目に練習効果の低下が挙げられます。私の指導している八郎潟中学校男子バスケットボール部を例にします。男子バスケットボール部は今年の6月以降5人という部員数でありました。今年4月に新入学生3人の入部があり8人体制となりましたが、人数は依然とし不足しており、練習内容も制限されております。

特にバスケットボールは10人で行う競技であるため、競技そのものである5人対5人での試合形式の練習ができず、競技力の向上と選手達のモチベーションには好ましくない影響が出ております。

まもなく開催される地区中学校総合体育大会で現3年生が引退するとなると、翌年の新入部員が入部するまでの約10ヶ月もの間、再び5人での活動となり、少人数による厳しい環境下での活動となります。

2つ目に教育的効果が挙げられます。少人数での部活動というのは、教育効果の低下も招いていると感じます。部員の人数が試合をする上で成り立つか成り立たないかのギリギリの状態だと、試合に出るといことが当たり前になります。

チーム内競争が無くなれば、多くの選手は自発的に努力することも少なくなります。

中学生にとって授業以外にも夢中になれるものがあり、それに対して懸命に取り組んだ経験は人格形成に大きな影響を与えます。かつての部活動は多くの中学生にとってそういった競争と努力の経験の場となっておりましたが、少人数部活動ではそういった効果は薄れやすいと感じております。

3つ目に機会の損失ということも挙げられます。ギリギリの人数でチームを組んでいるので、もし一人でも怪我人が出た場合、試合すら出来なくなります。それを考えると迂闊に試合も組めません。毎週のように試合をしているチームもある中で、人数不足により選手たちが受ける機会損失というのは目に見えるもの以上に大きいものであります。また、人数不足による練習の制限や、環境による選手のモチベーションの低下、対外試合の減少は、指導者にとってもモチベーションの低下に繋がる問題であります。

指導者の確保も部活動の課題の一つとなっておりますが、その観点からも看過出来ない問題ではないかと考えます。

そこでご質問させていただきますが、人数不足による部活動への影響をどのように捉えているのか、見解をお伺いします。

これらの問題を解決するためには、普段の練習から練習の人数を増やしていく必要があります。

ここ数年、本町はじめ周辺地域では多くの部活動合同チームが生まれておりますが、少子化解決の見通しが立っていない現状では、単独チームでは部活動を成立させていくことが困難であると考えます。

五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の中学校生徒数の合計は令和2年度とその10年後を比較しますと、100人以上、割合にして4分の1ほど減少します。このことから今後合同チームという選択肢は益々増えていくのではないかと予想されます。

私も昨年度、部活動を合同チームとして引き継ぎました。そこで感じた合同チームの課題について、いくつか共有したいと思います。

1つ目に合同練習をする練習場所への送迎が挙げられます。生徒の放課後の下校時間に合わせて保護者が待機しなければなりません。また生徒の居残りがあった場合はその都度個別対応となります。

特に部員の人数が少ない学校では、移動に対応できる保護者の数も少なくなるため各家庭における負担も大きくなります。結果的に平日の多くは各学校単独での練習となる場合が多くなります。

2つ目に人数が試合に出場可能な人数を満たしたら、合同チームが解散するということが挙げられます。このことにより合同チームとして築いてきた戦術やノウハウ、練習環境やチーム体制がリセットされてしまいます。4月にリセットされてからたった2ヶ月で総決算である総体に向かうこととなります。

また、それぞれのチームに新入生が数名入った程度では人数は潤沢とは言えず、練習効果には好ましくない影響を与えたままです。

3つ目に親の会組織の連携負担が大きいということが挙げられます。合同チームになるにあたってのノウハウがなく、1から体制を構築しなければなりません。各チームで会計をそれぞれ行うなど、二度手間ともいえる会計体制や擦り合わせ作業での負担も増えます。

以上のような課題があるとともに、少子化が進行していく中での合同チームは、その場しのぎの対応となりますが、根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。

そこでご質問させていただきます。今後の部活動の在り方とその方向性について、現時点での考えを伺います。

また、部活動を合同チームで進めるにも、周辺地域で広域化するにも、放課後の生徒の移動に関する問題は大きいものであります。地域間を超えた部活移動に、町でバスを出すことは出来ないものかお伺いいたします。以上で2つ目の質問を終わります。

続いて3つ目の質問は、住宅取得支援制度の導入についてであります。

町内に住宅を取得することは、そのほとんどが融資を受けて長期間ローンを支払うという側面もあり、定住にも効果を発揮します。

また家の新築やリフォームなどには工務店や大工職人を始めとした、多くの職種が関わっており経済効果も大きいものです。

昨今ではコロナ禍による将来の経済不安や、ウッドショックによる価格高騰といった要因があるものの、住宅需要に大きな減少は見られておりません。

しかしながら、住宅取得を検討する子育て世代の経済状況は、決して余裕があるとは言えず性能を落した低コスト住宅の選択が増えているなど、少しでも費用を抑えての家づくりを検討している状況となっております。

ここで住宅取得支援をすることで、子育て世代の一軒家の取得を後押しするとともに、本町への移住・定住の促進が出来ないかと考えます。

そこでご質問させていただきますが、住宅取得支援として本町では現在どういった取り組みがあるのか、またその効果を当局としてはどう評価しているのか、現状を伺います。

少しでも住宅の維持・取得費用を抑えようとする動きの中で、住宅ローン金利への関心も高くなっております。住宅ローンは大別すると、変動金利型と全期間固定金利型の2種類があります。

中でも政策金融機関である住宅金融支援機構が支援している、全期間固定金利型、いわゆる「フラット35」と呼ばれる住宅ローンは、一般に民間金融機関の融資審査よりも基準が広く設定されており、比較的低收入であったりしても利用できる対象者が多いということが特徴としてあります。

この「フラット35」には様々な金利引き下げ手段があります。そのうちの 하나가、地方公共団体が子育て世代や地方移住者等の住宅取得を支援する、地域連携型と呼ばれるものであります。

これは一定の期間金利を引き下げるもので、利用者の経済的負担の軽減効果があります。また地域連携型は空き家を取得する際にも利用することが可能であり、空き家対策にも効果が期待できます。

秋田県内でも既に、6つの市と5つの町で地域連携型を取り入れておりますが、男鹿・潟上南秋地区内では、未だ取り入れている自治体はありません。

「フラット35」は他にも省エネ住宅や長期有料住宅に対する金利引き下げ制度があり、地域連携型と合算しての制度利用が可能です。

現行制度では、最大0.75%もの金利引き下げが可能となります。今0.75という数値ですが、通告書の数値の訂正になります。通告書では金利引き下げ最大0.5%と記載しておりましたが、先日、新制度が開始となったことにより、現在では金利引き下げ最大が0.75%となっておりますので、訂正させていただきます。

「フラット35」地域連携型を導入することは、利用者には経済負担の大きな軽減となると共に、住宅取得を後押しする大きな材料になるのではないかと考えます。

また「フラット35」の利用を促進することで、省エネ住宅の建設を後押しすることにもなれば、本町の取り組む2050年の脱炭素型社会構築にも貢献し得るのではないのでしょうか。

そこでご質問させていただきますが、住宅取得支援としての「フラット35 地域連携型」の導入について、当局の見解をお伺いします。

以上で通告した質問を終了いたします。ご回答よろしくお願いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

京極議員のご質問にお答えします。

はじめに、プロモーション活動についてですが、議員が言われるような著名人を登用してのプロモーション活動は実施しておりませんが、「ゆるキャラ」や「ご当地グルメ」などにより地方の魅力を伝えるのも、自治体プロモーションの手段であるとすれば、今なお根強い人気のある「ニャンパチ」や「あんごま餅」などが、プロモーション活動になるかと思われま。

次に、ふるさと大使についてですが、本町にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方々に、八郎潟町の魅力を幅広くPRしていただくことは、町のイメージアップにつながることから、大変有益な事業であると思っております。

ただ、その方々にふるさと大使を依頼するとなれば、本人や所属する企業や団体との協議が当然必要となります。また、その方々の本来の活動に多少でも支障があってはならないことから、慎重に検討する必要があります。

また、本町出身のアスリートや有名人については、数名いることは認識しておりますが、その方々とは特に特別な関係性は現在のところ持っておりません。

次に、アスリートや著名人に関連した返礼品についてですが、大変おもしろい発想だと思います。

今年度から、ふるさと納税の新たな試みとして、サイト制作や新たな返礼品の開拓、寄附者への情報提供などの運行代行を外部委託していることもありますので、実現可能かどうかは別にしても検討するべきと思っております。

次に、住宅取得支援の取り組みですが、秋田県ではこれまでの住宅リフォーム推進事業を「良質な既存ストック形成」と「子育て世帯への経済支援」の2つの政策に絞り込み、令和元年度より、県と市町村の一体的な取り組みで、秋田への人の流れづくりを醸成し、移住・定住世帯への支援もメニューに追加しております。

本町においても、住宅リフォーム支援事業として、空き家を購入した上で、リフォームが前提とはなりますが、町外からの子育て世帯及び移住・定住世帯への支援を実施しております。

令和元年度から現在まで、町内子育て世帯の空き家購入が1件、町外からの申請実績はまだありませんが、リフォームを地元業者が工事を請け負うことによる経済効果と、町外からの移住・定住の両面で一定の効果があるものと考えております。

フラット35地域連携型は、議員言われるように、住宅取得を支援する目的として、住宅金融支援機構と相互協力の協定を結び、自治体の住宅取得に関する奨励金交付などの施策を利用し、金利の引き下げを受けることが出来る制度となっております。

今後、本制度の導入につきましては、移住・定住や子育て支援及び空き家対策など、全庁的な施策の検討は必要であるかとは考えております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄

はい、教育長。

教育長 江島廣

中学校の部活動について、京極議員のご質問にお答えします。

質問1点目について、校訓「文武両道」を掲げる本町中学校において、充実した教育活動を進めるためには、各教科での工夫された学習活動は勿論のこと、課外に実施されている部活動においても、生徒に成就感・達成感を味わわせることが大切であると考えます。

年々本町は生徒数が減少し、今年度からは各学年普通学級が1クラスずつとなりました。必然的に部員数も減少しております。

人数不足による部活動運用の課題は、議員言われるとおりでございます。私もそのように考えております。

当該部員は勿論のこと、活動を支える監督・コーチ、保護者におかれましても、生徒の健全な育成と技術の向上を目指して、どのように活動させたらよいのか、悩みながらの毎日を過ごしているのではないかと推察いたします。

次に、質問2点目について、数年前からこうなることは予測できていたことです。学級数に応じて教員数も減少することから、できるものなら部活数を減らしたいというのが本音です。今まで歴代校長とは今後の部活動の在り方についての方向性を相談してきておりますし、学校運営協議会にも話題提供をしております。

ただ現時点で、部員がいるのにその部活をなくすことには抵抗感もあり、自然消滅を願って現在に至っております。

学校は今年度も部活動担当を管理職が担うなど、現状に合わせた対応をとっております。来年度はさらに1学級か2学級減になりますから、教員数も学級数に応じて減になります。

今後は地域移行を念頭において、部活数を減らしていく方策を学校と相談しながら計画的に進めたいと思います。

また、近隣町村との部活動の地域化の方向性は出てくるものと思います。このことは南秋田郡内教育長会でも課題の一つと捉えております。

現在のところは合同チームでの対応としておりますが、合同チームとして運用するにしても、多くの課題が出てきております。

とりあえずは生徒が大会に出場できるように、できる範囲内で工夫しながら進めるしかないと思っております。

本町で合同チームとなりうるのは、個人戦のない野球競技とバスケットボール競技だけとなっております。

昨年度12月定例会でも答弁しておりますが、令和5年度から段階的に進められる休日のスポーツ活動の在り方、学校がかかわらなくともよい運動部活動の構築について、地域が請け負う方向性を見据えることと併せて研究してまいります。

質問の3点目について、現在、福祉バスを使用する場合には条件とルールがございますので、日常的な使用は厳しいことが予想されます。

運転手の時間外扱いや利用人数等、状況を捉えて今後検討してまいります。

また、小学生の通学用のスクールバスは用途以外には使用できない契約となっております。地域移行が進むと、益々保護者負担が増えてくることが予想されます。以上です。

6番 京極幸村

まず1つ目の質問につきまして、本町出身の方々との関係性があまりないということなんですけども、貴重な人材を有効に活かすという意味でも、後はふるさと大使等を通じて地元との関わり合いが通じていければ良いのかなど、個人的に思っております。

そのところでプロモーション活動につきまして、ゆるキャラやご当地グルメ等というのは、PR効果としては良いものだと思っております。昨年、地域活性化事業を行う株式会社Uプロジェクトが、全国の自治体を対象とした海外向けの情報発信の意向調査を行ったところ、約8割の自治体に取り組むみたいという考えだったそうです。

本町におきましては、県内向けのみならず海外に向けてもプロモーションを仕掛けていくという考えがあるのか、通告してないのでもしお答えできたらよろしく願いいたします。

質問の3つ目のところの住宅取得支援なんですけども、空き家取得とリフォームへの支援やってるということでしたけども、実績が少ないということでした。

現行の事業以上に住宅取得支援や空き家の取得支援について、何か考えていることがあればお伺いしたいと思います。

2つ目の部活動につきまして、広域化により本町だけでなく周辺地域も巻き込んで、実際の垣根を超えた部活動体制を構築する必要は私はあると思っております。

これは広域化により各部活の人数を確保することで、練習効果や教育効果の維持・向上が期待できるものと思います。

また、これまでの課題であった合同チームの解散による影響もなくなりますし、八郎潟町へ行ったらバレーボールや柔道、陸上などは本町にありませんが、地域内ではあるということで、もし、広域化した組織内にそうした部活があれば、部活を理由とした生徒の転校であったり、学校選びに転校流出というのは防ぐことができるのではと考えております。

ですが広域化を進めるにあたって大事なことは、誰がそれを主導していくのかということだと思います。その自治体の垣根を超えた広域化に向けて、誰が先導して主導していくのか、今時点での考えがありましたらお聞かせください。

また、土日の地域移行に向けてなんですけども、土日の地域移行の私のイメージなんですけども、平日は学校の先生が指導して、土日は地域の人が教えるというケースがイメージされます。

その状況だと子供たちにとっては一貫性のない指導となって、困惑するのではないかと心配するんですが、こういったことについてはいかがでしょうか。

後は、部活動に関して移動に関してこれ要望なんですけども、今、女子バスケットボール部が3年生が引退すると部員がたった2名になります。

現在小学校6年生でバスケットをやっている生徒が1名しかいませんので、約1年10ヶ月もの間3人での活動となります。

その場合、合同チーム以外での選択肢が今のところなくなるのではないかとありますが、その場合、家族が3世帯になりますので3世帯で練習を順番に送迎していくのでは、かなり厳しい環境になるのではないかとあります。

移動につきまして、行政で何かこう是非サポートしていただきたいなという要望であ

ります。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 プロモーション活動、これは重要でございます。ただ、有名人やフォロワーを持つインフルエンサーの方々の選考基準、これをどうするかとなると大変難しい面がございます。京極議員、先ほど志田さんのお話しされましたけども、ただアプローチは出来ませんことをご理解ください。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江畠廣 部活動のことにつきましてお答えいたします。

1つ目の広域化にした場合の指導者確保云々ということでございます。広域化につきましては、いずれにしましても教育長会でいろいろこの先話を進めていかなければならない訳です。

どの団体をそこで決めるかとなった時に、拠点校を何処に置くかとか、いろんな課題が出てくる訳でございます。私が今のところ考えているのは、南秋4町村ある訳ですけども、現実を考えた場合に大瀧村の場合は、部活が4チームしかない訳ですね、種目が、ですので今考えているのは湖東3町ということで考えております。

団体の部活になりますので、いずれにしましても五城目と井川と八郎瀧で3つの考え方で広域化を図っていくことが必要じゃないかというように、今のところは考えております。まだ確定ではないこれから相談して参ります。

ただ現実問題のスポーツ省で出している休日の活動、これは5年度から3年間かけてやや終結させようという狙いがあります。その状況を見て平日も地域移動の方向性というのが今出されているところでございます。

その間にですね、始まるまでの間に中体連の部活動への参加の仕方、どのような形になるかというのは、見通しもまだはっきり我々のところに明示されてございません。

ですので、例えばですよ野球が出る場合に現在のところは、学校の先生がいないとベンチに入れない、そういう規定があります、野球に関しては。剣道もそうです2種目だけ、あとは外部コーチがベンチに入れます。

そこら辺の変わり方というのがございます、地域移動にした場合に。それから大会に出場する場合に中体連の大会に出場する場合にこれは学校単位になるのか、クラブその他全てを混ぜた大会になるのか、そうなった場合には地域ごとの形、あるいは合体した形とか変化していく訳ですけども、そういうところもまだ確定されてない訳です。

ですので私方が考えたことはその方向性をいろいろ確認し合いながら、少しずつ進めて課題解決に向かっていかなければならない、これが今、今年1年間かかっていくところの研究の一番の難しいところです。

それから最後に、現実的に今現在、例えば女子バスが来年になると2人しかいない新人からですね、そうすれば当然合同チームになるだろうとこれは分かる訳ですね。

移動問題が出てきますけども、先ほどお答えしたように福祉バスの場合は利用の条件というのがございますね、10人以上とかいろいろそういう要綱がございまして、非常にまずそこを使うのが難しいことがあるのではないかなというように思っております。

とすればどういう風な方向性があるのかなという、いわゆる自治体が請け負うとすればですね、ワゴン車とか誰かに運転手をお願いしてやっていかなければいけない、というような課題があると思う訳です。

それについてはまだここで即答できないので、そういうことに関しては今後、町の方と教育委員会としてどのようにしていけるのか、あるいは中学校さんの方で実態として保護者の方である程度やり繰りできるのか、そういうところをいろいろ相談しながら焦らずに進めて行くしかないのかなと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 住宅支援につきまして、ご質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、住宅リフォーム支援ということだけで、現在1軒家購入といたしますと、空き家購入ということでのリフォームが対象になるということで、それ以外の事業といたしましては、フラット35の答弁と同様になりますけども、子育て支援あるいは移住・定住、空き家対策として、フラット35のみならず町の全体的な施策として考えていく必要があると考えてございます。

現時点ではまだ計画はございません。

6番 京極幸村 すいません、1点だけ海外向けにプロモーションを仕掛けていく考えがあるのかというところをご質問したいのですが、その辺、答弁よろしく願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 プロモーション活動については、町長の最初の答弁でも話したように、考えれば県内外の有益な事業として検討することがあれば、そのように考えていくと今議員言われますように、それと合わせまして海外向けについても必要であるとするならば、検討する段階でそれも含めて検討して行けるのかなと思っております。以上です。

6番 京極幸村 はい分かりました。今コロナも落ち着きつつあると共に、円安の長期化の影響も受けて、外国人観光客が日本に今後戻って来るのではないかと予測される動きもあります。そんな中で本町におきましても、そういった方々を取り込める策があればいいかなと思って、まず今回ご質問させていただきました。私の質問は以上で終わらせていただきます。有難うございます。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。通告に基づき2つのテーマで一般質問をさせていただきます。新庁舎になって初めての一般質問、一問一答のトップバッターということで、よろしく願いいたします。
最初のテーマはリスタート元年、今後の町づくりは、という点でお伺いいたします。今年度はこの新庁舎に生まれ変わった歴史的な年度であり、時をほぼ同じくしてホームページもリニューアルされ、当町にとって新たなスタートに感じられる事が多い年度になるかと感じております。
新庁舎にいたっては行政機能の拠点としての機能は基より、いかにして町民に愛される施設にしていくのかという視点でも、議論をしていければと思っております。
庁舎が新しくなったことで、職員の皆さんが働きやすい環境に変わる事が一番ではありませんけれども、半世紀に一度あるかないかの出来事でもあり、ハードの整備はほぼ完成した今、これからはソフト、その中でも「ハート」の部分を大切に、行政サービスの更なる向上に向けて職員の皆さんには、より一層の意識改革をお願いしたいと思います。
最初に庁舎をどのように活用して、町民の皆様が親しみを持ってもらえるか、という視点でお伺いいたします。庁舎自体はコンパクトではあるが、開放感がありデザイン性にも富んだ建物であると私自身は感じておりますが、改善センターや駅前交流館はちパルが隣接している中で、庁舎をいかにして町民の皆様が身近に感じていただけるか、近隣施設との機能の住み分け、また庁舎を活かす構想やコンセプト等があればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
農村環境改善センターは、地域住民の生活改善を図るとともに健康増進、生活文化の向上及び地域連帯感の醸成に寄与することを目的とした施設であります。
ご存知の通り、多目的ホールを中心に、様々な活動や諸行事に利用されております。
また、えきまえ交流館はちパルは、公共交通機関が集中している八郎潟駅前を情報と交流の拠点と位置づけ、全ての世代がいつでも交流ができる図書館を中心とした集いの場として、賑わいと元気あふれるまちづくりを推進する目的で、県と市町村による「未来づくり協働プログラム」により建設され、屋外スペースも含め、各種イベント開催のほか、中学生や高校生の学習の場などにも利用されております。
なお、役場新庁舎につきましては、第一に町民に対する様々な支援やサービスを提供する中核的な公共施設としての役割があります。
また、行政活動の拠点として、さらに災害時の防災拠点として町民の安全を守る役割や環境への取り組みを先導していく施設としての役割も重要であり、先に述べた施設とは基本的に類似しない施設と捉えております。

2番 小柳 聡 はい、ご答弁有難うございました。改善センターと勿論はちパルとか役場庁舎と住み分けはこういったところにあるとといったところでございます。

今後は、はちパルや例えば改善センター、役場庁舎、共通するなら会議室がありますけども、今後は解体事業もあって、会議等においては駐車場のスペースの関係上、現状は庁舎を活用しづらいという点も理解しつつ、ちょっとご提案をしていきますけども、私から見てこのロビーが結構開放的であって、外からも見えやすいと思っております。

通常業務に支障を来さないように活用できるものがないかなと考えておりますが、例えば仮に学校の授業で庁舎見学をすることがあっても、子供が30人程度であれば、ギリギリ集合場所にもできるように感じました。

何かしら教育分野でも児童生徒に庁舎に触れる機会を、積極的に与えていただきたいと思います。

また例えばですけども、町外のお菓子屋さんが出張販売を企画したら、足を運びたくなる町民も増えるものではないかなと考えます。

キッチンカーを市役所に定期的に呼んだりする事例も増えてきておりますので、このような活動を検討をしていただきたいと思いますと思っておりますけども、今の意見に対してロビーの活用といった点でご答弁をいただけたらお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣 庁舎の活用につきましては、今までも小学生学年2つ程、庁舎の方へ1クラスずつ開庁前に来て観覧して行っております。後、その他いろいろ子供たちの総合的な学習の活動の中でですね、職場訪問とかそういう活動というのはかなりございます。

そういう面で毎年のように庁舎の方を伺って、仕事の内容、その他について学習する機会それを与えられておりますので、特別私の方から活用しなさいと言わなくても、学校側で申し込みがあればですね、それに対して対応して行ける状況にはなっております。その旨は学校の方にお話ししておきます。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 新庁舎のロビーの活用についてでございますが、教育面に関しては今教育長が言った通りだと思います。後は議員言ったように例えば移動販売ですとか、キッチンカー、キッチンカーとなれば庁舎の外になる訳ですが、私個人の考えになるんですが、そういう物については庁舎よりも、もしかして駅前のはちパルの方が効果があるのではないかなということも考えられます。

ただロビーの活用に関しては、限られたスペースでございますのでそれがこの後、町業務に関して活用できる例えば交付する物ですとか、いろんな物に活用できるものであれば、ロビーも含めた活用をこの後検討したいと思っております。以上です。

2番 小柳 聡 ご答弁有難うございました。確かにちょっと役場庁舎も職員の数とかも含めて、はちパルと比較した時に、どの程度販売する側に立っても期待出来るかというのは、まだ未知数のところもありますので、例えば人が集まる時に期待出来るかと、そういったことも検討していただきたいなと思っております。

解体後の駐車場の活用方法についてお伺いしたいのですけれども、どういった活用方法があるのか、当局の方で考えていることがあればお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 町長。

町長 島山菊夫 旧庁舎は今年度末に解体工事を終える予定となっておりますが、解体後は、駐車台数約65台となる駐車場整備等の外構工事に着手します。

完成後は、来庁者の駐車場として使用するほか、コロナ禍でここ数年実施されていない「願人踊り」の役場庁舎前の公演などといったイベントなどにも利用されるものと考えております。

なお、地域防災計画では、有事の際の救援物資の集積場所と応援部隊の集結場所として指定されております。以上でございます。

2番 小柳 聡 ご答弁有難うございました。私も今ご答弁いただきましたけれども、願人踊りの公演なども、町内外のお客様に触れていただけるチャンスと考えますので是非、それ以外にも年数回程度でかまわないので、中規模イベントを計画していただけたらなと考えてお

ります。これは答弁必要ございません。

それで今年度はホームページも新調いたしました。これからはちょっと実務的な話になって恐縮なんですけども、開いた際に最初に現れるページ、いわゆるファーストビューはホームページの写真のインパクトもあってスッキリとした印象もあります。

ページが進んでも写真や文字・デザイン等のバランスも全体的に見やすいものと感じております。

ただ、一方でこれは個人的な好みもあるのかもしれませんが、若干の違和感もあり、より良いホームページ作りに寄与できるような議論が出来ればと考えております。

まずファーストビューでございますけども、パッと見た時は写真のインパクトがあり目は惹かれるのですが、逆に言えば情報量が少ない事が気になりました。

ワンクリックで今までのトップページには辿り着くんですけども、4つのサイドメニューがある中で、それが均一的であって「くらしと町政」というリンクボタンが一番上にあるという理由と、「それっぽい」という理由で消去法で辿り着くケースが多いのではないかと考えます。

同時期にホームページをリニューアルした五城目町は、最初のページは似たような作りではありますけども、スクロールすることでトップ画面に辿り着きます。

単純なことではありますけども、最初にひと手間が考えさせてしまう時間があるかないかで私は印象が違うように感じるんですけども、その点について当局の見解を伺います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 昨年度リニューアルした町ホームページは、アクセスのしやすさや情報のわかりやすさの向上、リアルタイムでの情報提供など、より町民の生活に寄り添ったリニューアルを目指して実施し、今年4月1日から運用を開始しております。

以前のホームページに比べ、高齢者や障がい者にも優しい高いレベルのアクセシビリティを確保し、デザイン性も高いホームページとなっておりますが、運用開始から2か月が経ち、議員言われるような改善点も少しずつ見えてきておりますので、対応して参りたいと思います。

2番 小柳 聡 是非、早急に検討していただきたいと思います。

続けますが、また新着情報一つをとっても、これ部門分けされていることが個人的に気になりました。

全ての新着情報が一ヶ所に設けられているのであれば、その部門分けというのはあってもよいと思うのですが、それが無い中であれば情報をキャッチしに行く人にしか見つけられない可能性が出てくるということ認識していただきたいと思うんですけどもそこについての見解を伺いたいと思います。

町長 畠山菊夫 新着情報の一覧は、分野を関係なくした全体の新着情報と分野別の更新履歴となる新着更新情報がありますので、議員は分野別の更新情報を見て言っているものと思われま

す。

2番 小柳 聡 ちょっと今確認出来ないで続けていきます。ホームページを見に来る人というのは情報を捜しに来ているのがメインでございますので、そういった方々にとっては新着情報というのは一ヶ所にまとまっている方が親切であると考えております。

また、過去にも再三取り上げてきてはいるんですけども、SNSでの発信が極端に少なく感じております。

新庁舎の竣工式や内覧会、また橋本五郎さんも来てくださった記念公演、願人踊りの報告、旧庁舎の備品譲渡会等、その中には歴史的な話題もたくさんあっただけに、そういった情報を発信していく姿勢がなかったことが少し残念に映りました。

また、出来ればではありますけども、地域団体や民間企業の話も積極的に取り上げて欲しいと考えております。先駆的でおもしろい取り組みをしている農家等もいいと思います。

民間企業がどうかというのは、多少の関連付けというものが必要になりますけども、井川町ではインスタグラムのそういったストーリー機能も使った発信がとても上手いと感じております。

行政がそういった情報を発信・サポートすることによって、また新たな需要が生まれる可能性が膨らみますし、行政が間接的にでもサポートしてくれた事に対して、おそらく民間や団体は感謝の気持ちと共に、シビックプライドも醸成されてくるものではない

かなとも考えております。

そこでお伺いしますが、情報発信の意識改革もお願いしたい、また一人の担当者だけでなく横断的に過去の答弁でもありましたが、現実として今の現状の体制はどうなっているのかお伺いいたします。

町長 島山菊夫 町ホームページについては、各課担当者がコンテンツの作成・更新をしており、町フェイスブックについても基本的に同様であります。操作方法については習熟度に差がありますので、この辺を改善して参りたいと思います。

2番 小柳 聡 習熟度の差があるというところも勿論なんですけども、まず第一にやっぱり発信をしていく姿勢をまず求めたいと思います。

また体制として難しければチェック体制の緩和もある程度視野に入れて、また各課から一人情報発信するチームがあるということでしたので、当番制などで更新するなどしていただいて、一人に押し付けないスタイルを確立して欲しいと思います。

先日、町の60代の女性で、小柳さんの投稿を見るのが今町の情報が分かるよと数ヶ月前に言われました。

私自身も文章を考えるのが得意ではなくてですね、フェイスブックやインスタグラムの投稿そのものは、私自身もちょっと減ってはいるんですけども、個人的にインスタグラム等のストーリー機能が手軽であって、タイムリーに直近の告知や報告もしやすいということでそれを活用しております。

それをまた後で分類分けで編集も出来たりするので、八郎潟町でも公式のインスタグラムの活用もご検討いただきたいと思います。

SNSはいろいろ使い分けをしていただきたいと思いますという点も含めてご答弁お願いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 議員言われましたように、SNSにつきましては各種ございます。

町ではまずフェイスブックを主としてツイッターもあることにはなっておりますけども、実際にはあまり活用されておられません。

ただ当時それらを使うに当たっては、当然のことながらいろいろ運用面に関しては、町職員の中で決めごとを作らなくてはなりません。

この後インスタグラムにしても時代が当時と変わってきてますので、その辺は検討していくべきかなとは思っております。

2番 小柳 聡 これは是非とも、私も過去にはフェイスブックとか言っていましたけども、時代に応じて変わっていくものもございますので、その辺はちょっと検討していただきたいと思います。

五城目町ではインスタでもよくある#(ハッシュタグ)機能を使った住民参加型の写真応募スタイルというものを採用してですね、素晴らしい写真の風景等をホームページ等に掲載しております。

こういった工夫もある意味では住民参加型であり、協働のまちづくりに繋がっていくものと考えますけども、先程ホームページは情報を拾いに来るのが中心でございますけども、SNSの特徴としては、情報を届けるという意識も必要になってくるのでそういったものも連携しながら、考えていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税に入ります。今年度は先程、京極議員もありましたけども、ふるさと納税に於いても、ポータルサイトの追加、返礼品選定の外部委託等も進んでいるようでございます。

ホームページ上ではその働きを確認できなかったんですが、昨日、実はちょっと楽天のページを見たらホームページ上に載っておりました。これちなみにいつからだったかか答弁出来ますか。

総務課長 村井健一 詳細な期日は別としましても、4月に外部委託契約してますので、その後さっそく載ってるはずでした。

2番 小柳 聡 それではちなみに外部委託の進捗は、ポータルサイトではなくて返礼品の外部委託仲介業者の選考というか、進捗はどのように進んでおりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ポータルサイトにつきましては、5月9日から新たに先程お話しされました「楽天ふるさと納税」を追加し、現在は「ふるさとチョイス」と2つのポータルサイトで運営しております。

また、サイト制作や新たな返礼品の開拓、寄附者への情報提供などの運行代行をウィルドリブン株式会社と4月8日に契約し、4月25日に本町の返礼品を提供する事業者と顔合わせをしております。

今後は、各事業者とPR方法や返礼品の改善事項について協議しながら、新たな返礼品の開拓についても検討していくこととしております。

2番 小柳 聡 ポータルサイトが2つに増えていたことにより、返礼品の拡充が急務になったように感じましたので、是非ポータルサイトの方は返礼品の拡充の方も早急をお願いしたいと思います。

最後にちょっと起業支援を促すような仕掛けを増やしてほしいと言ったところで提案をいたします。

ここ2年間で大型店舗の出店が続きました。その事実から実感できたことは八郎潟町もマーケットとしての価値があると、大手に感じてもらえたという点であります。

この流れを活かしてほしいと思うのですが、起業家が新規出店を考えた際に、好立地で魅力的な条件を探すのが一般的であると考えます。

これは国や県の支援は共通と考えております。八郎潟町の補助金や支援金は魅力的なものがないかと考えた時に、まず思い浮かんだのが店舗出店・改修等補助金でございます。

今までの実績を見ても改修の方が使われていることは明白であり、新規で出店をしてくれる事実と、既存の店舗の改修に使われる事実を比較すると、町にとって成長する可能性や効果が大きいのは、もしかしたら前者の方、新規出店ではないかと考えます。

一方で今まで頑張ってきた店舗が改修する費用に対する補助金を否定するつもりもございません。

ただこういった補助金は用途によって期待できる効果も異なってくると認識しておりますし、強弱があってもいいのではと考えます。

これから数年間で商店会等も様変わりする可能性が高いと考えております。今から商店街や八郎潟町への新規参入をしやすい環境を整備しておく必要があると考えますが、店舗出店・改修補助金等の要綱の変更を検討してはどうか、また今後の支援策の在り方について、ご意見をお伺いします。

町長 畠山菊夫 八郎潟町店舗出店改修補助金交付事業は、町内にある商店街の活性化を資することを目的としています。町内に商店を営もうとする者や営んでいる者が行う新規出店や店舗改修に対しその費用の一部を補助するものでございます。

この事業は平成30年度から施行され令和3年度まで7件で、662万9千円が交付されております。

また、八郎潟町商店後継・起業家支援金交付事業は町の商店の後継者、または、起業家に対して支援金を交付するものでございます。

この事業は平成28年度から施行され、現在まで起業が11件、後継が3件で総額792万円が支給されております。

本町の商店後継・起業家支援交付金については、月額2万円を3年間交付するもので、他市町村に比べれば金額も若干低くなっており、一時金での支給でないため交付金を交付される方がどのように思っているのか、金額の改定も含めて検討して参ります。

なお、八郎潟町店舗出店改修等補助金について、出店条件の緩和については考えて参りますが、上限額については現状で対応して参りたいと思います。

2番 小柳 聡 要綱の改定については考えていただけるということで、上限額に関しては私ちょっと例えばですけど、新規出店であれば150万、店舗改修であれば100万、そういったイメージでちょっと強弱を付けていただけたら、何とか分かりやすいと思ったんですけども、その点ちょっとご意見いただけますか。

町長 畠山菊夫 答えた通りでございます。先程、答えた通りであります。

2番 小柳 聡 はい、まず分かりました。それでは次の質問に。

議長 伊藤秋雄 2番目の質問ですね。小柳聡君のNo.1の質問を終わります。午後からまた再開しますのでよろしくお願いいたします。
ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。午前に引き続き一般質問を続けます。
表題の2つ目、現実的になったウィズコロナ時代を迎え当町の方針は、というテーマでお話しをさせていただきたいと思えます。
新型コロナウイルスという言葉と約2年4カ月の期間を過ごして参りました。姿の見えない脅威に我々人類は「これでもか」という程苦しめられました。
未だに「収束の兆しが見えてきた」という言葉は軽々に使うことは出来ませんが、3年ぶりに開催といったイベントの解禁情報等も、今年度になって目にすることが増えてきており、社会経済活動の復活が現実味を帯びてきました。
当町においても感染力の強いオミクロン株の脅威が迫っていた中でも、3年ぶりに願人踊りを祭典の日に披露することができました。
毎年たくさんの来町をいただく観光客向けの駅前公演等は自粛する形となりましたが、本来の姿である「門付け」で町内を周りました。
そこで感じたのは、この日を待ちわびていた住民の方がたくさんいたということです。
ニュースや新聞でも大きくそういった様子も取り上げられており、関係者の一人としてもそういった現実が目元が緩みました。
私自身も兼ねてから議会の場で、「ウィズコロナ」としての向き合い方を議論してきましたが、ここにきて本格的にその方向へ向かって動き出しているものと感じている次第です。
そこでお伺いします。町でこれから主催するイベントや事業において、今年度実施するものについては、どのように対応していくのか、というところをお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者の発生状況は、減少傾向にあるものの保育所や学校のクラスターも時折発生しており、その家族への家庭内感染も見受けられております。
オミクロン株の特性を踏まえて、濃厚接触者の特定や行動制限等については、全国的に見直しされておりますが、依然として、新規陽性者を減少させ、高齢者を中心に重症化を防ぐことが重要であります。
一方、感染拡大を抑制しながら、感染症流行前の社会経済活動を取り戻すことも重要であることから、町主催のイベントや事業については、感染拡大防止策を講じながら、開催する方向で考えております。

2番 小柳 聡 前向きに開催する方向で考えているというお言葉をいただきました。基本的には特に重要度が高いイベントに関しては、開催する方向で考えていただきたいと思います。
今、直近を見てもですね、県内の大型イベントも今までの沈黙が嘘のように、3年ぶりに開催という文字が新聞等でも目にすることが増えてきました。
フェイズも変わってきているものと認識しており、経済を回すことに軸足を置いてほしいといったものでございます。
昨年の一夜市も延期に延期を重ねて、執念で開催まで持って行きましたけども、各団体イベント行事を開催する各団体が、イベントや行事を開催する方向で検討している場合にも、町で後押しを出来るような体制であって欲しいと考えます。
最近では東北絆祭り、本当の大型イベントありましたけども、10回目となりましたけども、今リバウンドであまり増えた実感もございませんので、そういったところも考慮していただきたいと思います。付け加えておきます。
子ども達に目を向けると、GWの前後には学年閉鎖や休校措置も執られました。休校判断にいたってはマニュアルがあるものと認識しておりますが、昨日の行政報告でもありましたけども、保健所からの指導等も総合的に勘案してその判断になるのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。
感染症による休校の判断につきましては、児童生徒の実態に応じて、学校と学校医、地教委との共通理解のもとに決定します。
新型コロナウイルス感染症につきましては、特別に保健所の指示・助言もいただきながら判断いたします。

2番 小柳 聡 今、特別に保健所からの指導もいただいている、というところを確認出来ました。
ちょっと本人感染というところと、濃厚接触というところで出席停止になることがあると思うんですけども、これは感染者のみの数で判断していると理解してよろしいでしょうか。

教育長 江島廣 お答えいたします。感染者の数で判断する訳ではございません。
感染者がそのクラスで出た場合に、その子どもさんの状況、かつ行動その他諸々といういろんなことを判断いたしまして、感染が拡大するだろうなという予想が基になりまして、判断していくということになります。

2番 小柳 聡 理解出来ました。それでは同時期に兄弟が多い中学校で、小学生はあったんですけども中学校は学級閉鎖や休校がありませんでした。これは参考までにワクチン接種率も勘案されるものと理解してよろしいでしょうか。

教育長 江島廣 質問にお答えします。中学生につきましては、相当数ワクチン接種を受けていることと、先程も申し上げましたが検査の結果、陽性となった生徒が感染したと思われる日時を割り出して、校内活動中に十分に感染防止対策をとっていたかなど、その日の行動状況を確認して判断いたします。
中学生にも確かに感染者がおりましたが、学年閉鎖をするまでの状況には至らなかったということでございます。

2番 小柳 聡 ワクチン接種率の件は、もう少し後にまた触れたいと思いますけども、昨年度末にタブレットの試験的な持ち帰りをしておりましたが、休校措置を取らざるを得ない状況が今後も見込まれると判断して、多分そういった試験的に試したと思うんですけども、これは遠隔授業も視野に入れての試験であったのか、といった取り組み状況をお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 質問にお答えします。各家庭への一時的持ち帰りによる通信試験は実施しましたが、オンライン学習に関する学校の体制がまだ十分ではないことから、臨時休校期間における端末の持ち帰りによるオンライン授業の開始には至っておりません。
また、高速通信環境がない家庭への対応については、モバイルルーターを貸し出し、各家庭でSIMカードを取得していただく予定としておりますが、それを拒む家庭があった場合の対応等について調整中でございます。
学校にも出来るだけ早く実施出来るように、努力いただいているところです。

2番 小柳 聡 これ例えばですね、複数人の出席停止が数日間見込まれる場合などに、対象者にタブレットを届け、ハイブリット形式で授業を届ける仕組みをしてはどうかと考えております。
これはあくまでも学校の授業をしている延長線上にリモート授業の撮影をしているというイメージですけども、答弁ありましたけどもまだ調整中だと思いますけども、最初から風呂敷を広げずに、授業をしているだけの環境でハイブリットで送り届けられることが、やっぱり濃厚接触者がいて濃厚接触者が学校に行けないという状況からやっぱり生まれておりました。
やっぱりそういった生徒が授業が遅れたりするので、そういったトライをしていただきたいと思うんですけども、そこに対してのご意見をお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 オンライン授業関係につきましては、学校の体制もでございます。
一つの学級が閉鎖になった時に、それを活用する方法というのはございますけども、先程申し上げましたようにまだそこまでのところには至っておりません。

ですので今はやらなかったということです。後は下の方に関連した質問ありますので、また後で見ながらお答えいたします。

2番 小柳 聡 続けて行きたいと思います。12歳以上のワクチン接種、5歳から11歳のワクチン接種も進んでいるものと認識しておりますけども、小学校児童の申し込みは総数に対してどの程度か、また中学校生徒の2回目接種済みの割合、それに加えて3回目接種の申し込みはどの程度かというところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 質問にお答えします。小学生児童5歳から11歳までの接種につきましては、5月末現在での2回目接種率は30%弱となっております。

7月末までの見込みでは、70%位になるかという状況です。中学生の2回目接種者の割合は、全校生徒数の約89%です。うち2回目接種から6ヶ月を過ぎた生徒の3回目接種の申し込み者数は、接種済みを含めて全校生徒数の65%程度となっております。

接種人数につきましては、任意接種ということと、接種したくとも個々の体調不良やアレルギー体質、副作用が強いなどの理由で、接種を見合わせる生徒が在籍していることから、実人数の答弁はご容赦をお願いします。

2番 小柳 聡 ただ今の数字をお伺いいたしました。これじゃあちょっと後段にも触れてくるんですけども、まず想像したよりは多かったなという印象を持ちました。私、昨日の行政報告で18歳以上の3回目接種の見込みが93%と高かったことと、中学生がもう約90%位までいっているんだなというのがある意味では驚きでした。

接種に関して私自身の立場で、以前は私も推進派でございましたけども、小児世代に関しては慎重になっているといったところが私の正直なところであります。

それは若い世代にはやはり副反応が出て体調を崩す人が想像以上にあり、いろいろな要素を天秤にかけると、保護者の視点としては迷うこともあって当然だと考えます。

一方で接種率がある程度、中学生だと90%以上位というところも確認したので、そういったところも、結局は休校判断に関わってくるという認識でよろしいでしょうか。

教育長 江島廣 はい、その通りでございます。

2番 小柳 聡 有難うございます。私自身も家族が濃厚接触者になった経験がございます。濃厚接触者になることで、隔離期間というものも設けられます。

私自身もその場合には形式上として、濃厚接触者の濃厚接触者という立場にはなるのですが、実際にはその時点で私は自由に行動が出来ます。

ただ一方で会合等に出ることは慎重にならざるを得ません。どうしても参加をしなければいけない場合には、自分自身の安心感、また周りの方への配慮をするためにも抗原検査キットを活用して、陰性を確認して参加をいたしました。

もちろん濃厚接触者の家族の確認を最初にいたしますが、そういった状況になると人間の心理としてはやはりいろんな意味で慎重になります。

実際に学校が休校になるような状況下には、特に濃厚接触者と認定されたお子さんをお持ちの方は、一刻も早く検査を受け陰性を確認したいと考えるのが一般的な感覚であろうかと思います。

抗原検査キットもやはりそのような状況になると、需要が一気に増えるそうです。

私が情報を拾った中には、ここ数カ月で抗原検査キットを必要とする世代は、子育て世帯が一番であったという結果でありました。

秋田県のPCR等検査無料化事業は、6月末までとなっておりますけども、県や中核都市で行っている無料検査は濃厚接触者がいる段階の環境では、基本的に受けられないという事実もございます。

また、家庭で陽性者が出る、または濃厚接触者になった状況で薬局に検査キットを買いに行くという行為はあまり好ましいものではないと感じます。確認しましたら店外での受け渡しになるといったところでした。

前述したように検査キットの一番のニーズは、ここ最近の流れを鑑みると私は子育て世帯にあると考えます。また必要とする世帯は複数回分を希望することが多いことも感じました。

抗原検査キットも一つが2,000円前後することから、家族で複数の購入となると家計の負担も当然大きくなります。

ここで提案したいのですが、学校で例えば学級で複数人の陽性者が出た場合等に、濃

濃厚接触者になる児童に対して、予め抗原検査キットを町で確保していただき、それを対象者に配布していただきたいということです。

これはもちろん感染拡大を抑制するために、早期発見に繋げることも期待しての提言となります。

私はこのウィズコロナ時代においては、単に教育活動や社会経済活動を自粛するのではなく、経済活動を進めた中で感染が疑わしい状況になった時に、いかに最小限に食い止めていくのが、ウィズコロナとしての向き合い方として大切な視点であると認識しております。

抗原検査キットを学校やこども園で配布することを、早急に検討いただきたいと考えますが、ご意見をお伺いします。

教育長 江島廣

質問にお答えします。秋田県の6月補正予算におきまして、小・中学校配布用抗原検査キットの経費が計上されております。

予定では本町小・中学校にそれぞれ10個入り5セット計50個ずつ配布される予定となっております。時期は6月末になるようです。

昨年度も配布されましたが、文科省から出ている「抗原検査キットの手引き」に基づいて使用されます。

発熱などの風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することや、医療機関を受診することを原則としております。

登校後に体調不良を訴え、すぐに帰宅することが困難な場合や医療機関を受診できない場合などに限り、4年生以上の児童生徒に対して、保護者の同意を得て、研修を受講した教職員が立ち会いのもと、校長の判断で実施されます。

手引きによりますと、鼻腔検体の採取及び検体採取後の操作を児童生徒自らが行うように指示されておりますので、小学生にとっては検体採取は大変難しい操作だと思います。

ちなみに本町小・中学校では今まで活用した実績はございません。併せましてまた、たいようこども園では政府の方針により、陽性者が確認された場合、保健所と連携しながら対応することとなっております。

濃厚接触者などの特定をして、自宅待機などの行動制限を講じております。その期間濃厚接触者に発熱、咳などの症状があったときは、保健所に連絡し、その指示に従って対処することになっております。

議員ご質問の抗原検査キットの町からの配布についてですが、その判定による効果もありますけれども、この検査での検体採取方法や検体採取日など、適切に実施されず、誤った判定になったり、陰性判定後に陽性判定となったりするケースもございます。

また、個別の判定結果の情報が児童・生徒・保護者間で広がることも懸念されます。

このことから現段階での配布は考えておりません。なお、家族で濃厚接触者となった方がいたとしても、それ以外の方は濃厚接触者ではないので、県の無料PCR等の検査を受けることは可能です。以上です。

2番 小柳 聡

実際問題、今実績としてはなかったというお話しをいただいたんですけども、おそらく中々そこが周知されてなくて、たぶん自分の子ども達に抗原検査キットを買うということはあったと思うんですよ。実際問題は、そういう中で私としては子育て世代がやっぱりそういう負担が増えることが多いのかなといったところで、例えば地方創生臨時交付金の支援策等にも、全世代型の支援策というのがまず第一にあって、ただ一方で病んでいるところに目を向けて、処方箋を講じて欲しいという意味合いで、今回取り上げた次第でございます。

出来ればこの抗原検査キットの助成というものは、たぶん考えてはいないと思うんですけども、今への対する意見等あれば。

教育長 江島廣

PCR検査と抗原検査というのは若干の違いがありますよね、先程申し上げましたように、現在、学校に配布されてくるのはいわゆる鼻に塗ってやるのなんですね、同じ抗原検査でも、唾液でやるものもあるんですね。お店で売ってるもので家でも買ったりしましたが、ただ抗原検査の場合には、感染して発熱が出てから、いわゆる感染した後、2、3日置いてからでないと、結果は普通すぐに出ないんですよ、です。普通子どもさんの場合は熱が上がってから学校に来ないで、お医者さんに行くように指導しております。

です。熱が上がってからお医者さんの方に行って、必要であれば検査をしていただくという状況が今の流れなんですよ。

ですから何でもない普通の状態で、ただ自分がコロナに罹っているかどうかというのは、判断するためには抗原検査をやっても、言葉悪いかもしれませんが、あまり意味がないことで、やっぱりPCR検査を無料でやっていただいて、どうしても心配な方はそれを受けて、いわゆる感染の菌があるかないかというところを判断していただくというのがベストなんじゃないかなと、そういう意味でですね、特別町民の方に配布するということは考えてはいないということになります。以上です。

2番 小柳 聡 理解出来ました。PCR等も確立の問題もありますので、理解しました。
続けて行きます。コロナ禍の中でオンライン会議なども普及してきましたが、移動時間や費用の面から一般的にはその利便性も評価されて、しかるべきものだと考えます。
全県各地や全国的な団体であれば、それが最適となる事例も今後増えてくるものと認識しております。
一方で我が町のような小さい町では、すぐに集まれる環境であるのに、ヴァーチャルで会議をするメリットを探すとすると、これは非接触という理由以外は探すのが難関であります。
今後の施設利用に関して、ある程度寛容に利用を促し社会経済を後退させないようにしていただきたいと考えますけども、今後の施設利用に対する考え方を伺います。
これは過去と比較してどのようにしていくのかという視点でお願いしたいと思ます。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 議員もご承知のとおり、町の公共施設の一部には町新型コロナウイルス感染症対策本部で、決定された人数の利用制限が付されております。
個人や団体には、その人数制限に合わせて利用していただいておりますが、今のところ大きなトラブルもなく、また制限解除の要望もございません。
町としては今後も基本的な感染症防止対策を講じていく必要があると考えておりますので、今の段階ではですね、制限の解除については考えておりません。
しかしながら、先日、国ではオミクロン株の特徴を踏まえ、マスクの着用を緩和するなど、新しい生活様式を発表しました。
また、県も独自の感染基準を定め、現在はレベル2としております。少しずつですが緩和されてきていることから、町対策本部において、アルコール飲食のないイベントや会議等については利用のしかたや人数制限の見直しを図っていきたいと考えております。

2番 小柳 聡 アルコール飲食のない飲食は認めていくといったところを、お話いただいたんですが、私は社会経済活動を後退させないようにしていただきたいといった視点でお伺いしておりますので、ちょっとそこに関してもう一度、社会経済活動を促したいということでの質問でしたので、それでもそういった判断になりますかね。

教育長 江島廣 さっき言ったとおり、今後人数の制限につきましては、見直しを図っていききたい、ただ飲食を伴った人数については、若干今のところは変えるつもりはなくてですね、今の状態でいききたい、これやはり飲食することによって話も弾むし、声も大きくなるでしょうから、感染拡大の可能性が出てくるとリスクが上がるということがありますので、もうしばらくその点については、対策本部でも見直しの点まではいかないのではないかなと現時点では考えております。

2番 小柳 聡 これはまたこの後、追々とちょっと訴えていききたいと思ます。
コロナ禍でいろいろなものが失われてきました。経済的な損失はもちろん、その多くの中にはコミュニティという大事な要素も含まれていたものと認識しております。
今後もこの二年間の流れを継続して、地域コミュニティが失われる空気感を慢性化させてしまうか、それともウィズコロナとして出来る限りコロナ前にあったコミュニティを取り戻していくか、もっと言えば協働の町という言葉がひとり歩きしてしまうのか、現実のものになっていくのか、今後どのようなまちづくりに向き合うかで、方向性やゴール地点も変わってしまうものと考えます。
我々のような田舎暮らしの良さを失わずに、地方からこそウィズコロナはスタートダッシュが出来るものと確信しております。
是非とも前向きにご検討いただきたいというお願いをしまして、私の一般質問とさせ

ていただきます。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井清人です。2つの一般質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。1つ目は休耕地の管理についてであります。

農地法第2条には、「農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地の権利を有する者の責務規定があります。

32区西側に農振農用地内と思われるのですが、農地の一角に盛り土をして草木がぼうぼうの上に、廃車が2台放置されています。

その他、工所用資材も放置されています。付近住民からは野生動物のすみ処になっているのではないかと、環境上よくないと苦情が寄せられています。

なぜこのようなことになるのか不可解なことですが、経緯と対策についてお聞きしたいと思います。

私の素人考えですが、確かこの付近は県営ほ場整備事業の事業区域であったと思います。そうすれば当然農振農用地であり、地目は農地であります。農業以外には使用出来ません。

仮に農振白地であれば転用申請して盛り土も可能であるのだが、そのように許可を取ったものなのか、仮に許可を取って農地でなくなって盛り土も可能だとしても、廃車などが置けるものなのか、その辺りのことがよくわかりませんのでお知らせください。

このようなことが法律法令に違反していないとなればどうにもならないのですが、もし法律法令に違反しているとなれば撤去命令を出すとか、強制代執行を行うなど強い措置をとれるのか、どのような対処方法があるのかお知らせください。

農業の機械化が進んで苗代というのは不要になりました。ですから苗代地帯というのは草ぼうぼうのところが多いです。

しかも高齢化や後継者がいなくて管理がままならない状況です。県内でも休耕田に火をつけて燃やそうとしたら、火にまかれて亡くなった事件が4月にありました。

休耕田のヨシとかを燃やそうとしたんですね。本町でもずっと以前に休耕田に火をつけて燃え広がり消防車が出動したことがありました。

遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病害虫の発生等の原因となり、近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。

また、農地は一度荒れてしまうと元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。こういう現状は改善していかなければならないと思います。

まず1つ目は毎年の転作確認で保全管理と届けて確認旗を立てますが、これに丸印を付けないことです。

丸印が付くと役場から認められたと錯覚してしまうからです。私、草ぼうぼうのヨシが生えているところは、保全管理とはちょっと言い難いなと思っております。と言うことでお聞きします。

2つ目は草刈り指導を行うことです。町あるいは農業委員会から指導文書が届けば、それなりの効果はあると思います。

3つ目の提案はシルバー人材センターあるいは環境保全会などが草刈り請負をやれないかということです。有料で刈ることとして所有者に働きかけることです。

そうすれば高齢者や後継者のいない方は大変助かると思います。手間はかかりますが、そういうシステムを構築すれば町の環境改善につながっていくと思います。

以上が質問と提案の部分であります。

次に、2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は買い物弱者対策「はちらぼ」をどう継続するかであります。

商業統計によると、八郎瀉町商業の販売額の減少が顕著です。昭和40年代頃の40億円から、近年は20億円台に落ち込んでいます。これ私の古い資料なので変わっているかもしれません。

これは近郊の大型店の出店で町外に客が流れる現象が起きたことによることや、町内の事業所や商店では人口減少による購買の減少による売り上げの減少、あるいは閉店が原因とも思われます。

一日市地区では以前は2店あったスーパーマーケットも1店になり、その1店も平成29年頃に閉店しました。

羽立地区、夜叉袋地区、真坂地区、浦大町地区、小池地区、川崎地区では商店のない

ところもあり、町民の日々の買い物実態はどのようになっているのでしょうか。

この部分は特に問いません。平成28年2月に策定された「八郎潟町総合戦略」では買い物弱者対策という言葉が出てきています。そのことから平成28年12月議会では一般質問として「商店街は大部分シャッターを閉じ買い物ができない。高齢で歩くことが困難、運転ができない、一人暮らしなので娘を呼んでアマノやイオンで買い物をしてる」、「買い物弱者に対する取り組みは」と言う質問があり、当局は「上町商店街を中心とする空き家・空き店舗の活用による町づくり計画は・・・中を飛ばします。後段では買い物弱者に対し有効な取り組みになる」と町づくりの計画はそのように回答しています。

そうして1年後の平成29年12月9日に「はちらぼハウス」と「はちらぼ商店」がオープンしました。

買い物に行きたいけれども店がなくて買い物ができない、これが買い物弱者であったと私は解釈しています。そこで町が国の助成を得て買い物が出来る店を立ち上げたことによって買い物が出来るようになった。

従って買い物弱者はいなくなった。八郎潟町総合戦略に謳った買い物弱者対策事業は、その時点で完了したものと私は思っています。

ですから今現在の執務体制の中に買い物弱者対策というものはないと解釈しているのですが、町当局はこのことについてどのような見解でしょうか。今後、はちらぼを議論していく上で、大切なことと思いますので質問いたします。

町民の方々とお話をすると、日々の食材を毎日買いに行くと助かります、と言う方も結構おります。一方、ツルハや薬王堂も出来て食料が買えるから、はちらぼはいらないと言う方もおります。様々です。

でも日々食べる物を買い物するという事は、生きていく最低限のことですから、反対が多いから止めるというような事業ではありません。

福祉的に捉えれば、一人でも必要とする方がいればやらなければならない事業です。

しかし、3月議会でもありましたように、毎年2,000万円近い補助金は町民の理解を得るのは難しいと思います。

そこで私はこの後、議会内に「はちらぼ調査特別委員会」の立ち上げを発議したいと思っています。

議会としても、はちらぼの収入の増加を図るすべがないのか、あるいは経費を削減するすべがないのか、そうして補助金の減につながる方法がないか検討することが必要と思っているからです。

もしこの発議が議会で認められれば、特別委員会の会議を精力的に開き、令和5年度の予算編成に間に合うように、提言を出したいと思っています。

もしこの提言がはちらぼ運営の一助になればと思います。この私の考えについて、町長の見解をお伺いいたします。

以上2点について、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 まず最初に農業委員会とありますが、これ産業課長からお願いします。産業課長。

産業課長 千田浩美 農業委員会へということですから、事務局長である私から答弁させていただきます。議員が言われるように農地の権利を有する者の責務については、農地法第2条の2において規定されています。

32区西側の農地についてですが、この農地は農振農用地区域内にあります。この農地については農地以外への転用の事実はありません。

また、農地の適正管理ということから、いくら自分の農地であっても廃車等は置くことができません。

この農地の所有者へは昨年7月に「農地の適正管理について」という指導文書を農業委員会会長名で郵送しています。その後、所有者の母親が来庁し、農地に置かれているものについては、自分のものではないということをお話されています。

この事情を知っている方々からの話の聞き取りを総合すると、この農地は昭和59年頃に現所有者の親が、知り合いに口約束で資材置き場として土地を貸していたものであり、その時の残土や資材がそのまま放置されたものだと思われる。

また、廃車もありますが、いつ頃かは不明ですが、それについてはその知り合いが亡くなった後に誰かが廃車を放置したものと考えられます。

この農地については、適正利用がされていないので、今後この農地の所有者と連絡を取りながら現状回復に向けて取り組んでいきたいと思っています。

石井議員の中に法律法令に違反していれば、撤去命令を出すとかいろいろありますけ

ども、まだ違法転用と認めておりませんので、そこまではまだ行っておりません。
先程も申しましたけれども、この所有者と連絡を取りながら、こういった解決方法が一番いいのか話し合いをして行きたいと思えます。

これとはちょっと別件になりますけども、似たような事例として、農業委員会では永年の懸案事項あった夜叉袋字沖谷地の農地について、令和2年から当事者と折衝し令和3年の秋によろやく農地の体をなすまでに回復した事例があります。こういうことがありますので所有者と先程も繰り返しになりますが、連絡を取りながら話し合いをしていきたいと思えます。

次に、草刈りの指導についてであります。農業委員会では農地パトロールを行い、雑草が背丈以上に生い茂っている農地の所有者に対しては、農地の適正な管理という文書を送付しております。

農地の所有者からは問い合わせもあり、効果は上がっているものと思えます。この指導については今後も継続していきたいと思えます。

また、農地の草刈りを有料で行うよう所有者に働きかける、とのことですがこのシステムについては今後、十分検討していきたいと思えます。

最後、転作確認、これ農業委員会ではありませんけども、私の方からちょっと答弁いたします。転作確認の保全管理の農地の旗に、丸印を付けないようにということでもありますけども、これについては出来ることかちょっと検討していきたいと思えます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えします。高齢化や単身世帯の増加とともに、地元の小売店が廃業するなど、買い物弱者などと呼ばれる食料品の購入や飲食に不便を感じる方が増え、極めて深刻な社会問題となって十数年が経ちます。

本町では買い物困難者に関する調査などは行っていませんが、はちらぼ独自の調査では400人位の方がいると伺っております。

良好な買い物環境は、日常生活の基盤であり、地域で生活を営む上で不可欠なものです。ありますが、少子高齢化、過疎化の影響もあり、流通機能や交通網の弱体化とともに買い物環境が悪化し、食料品等の買い物が困難な状況に置かれている人々が発生しているが、こうした買い物弱者は一過性の対策により解消されるものではないことから、持続的な対策の実施が重要と考えられます。

その対策としては、配食、買い物代行、宅配、移動販売、店舗開設、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、買い物付き添いなどが考えられます。

本町ではコミュニティバスやデマンドタクシーの運行、はちらぼの開設を行っております。買い物弱者対策の視点においては、有効な取り組みと考えています。

また、はちらぼに関する特別委員会についてですが、議会としても買い物弱者対策運営等を議論していただければと思っております。

議長 伊藤秋雄 5番 石井清人君。

5番 石井清人 ご答弁有難うございました。特に再質問もないんですけども、一つ言いたいのはですね実は私、町長さんに大変感謝していることが一つあるんですけども、いっぱいある中の一つだけども、私の近くの13区に以前放火で焼けた建物があったんですね、2年間は捜査中で封鎖線が張られて、放置されておりました。

それから解決したんですけども、それから更に1年放置されて3年位焼け跡が放置されてあったんですよ。近くの方から何とか出来ないかと言ってあったけども、焼けた跡でも個人財産だから出来ないということで、そこで私は空き家条例作ってくれと、あの頃はまだ国で空き家対策措置も出来てなかったから、空き家条例つくってくれと、その中に代執行を盛り込んでくれということで、町長さんが空き家条例作って代執行の条文入れて代執行した訳です。

そして更地になって臭いもなくなったし、焼けたトタンがパタパタということもなくなって良くなったということがありました。

そこでですね、農業委員会の局長さんの答弁あったけども、まず今所有者と話し合いをして解決方法を探ってるということだけども、解決する方法は撤去して整地すればいいんですけども、問題は経費とか自分のものでないかって言うかもしれません、そこでですね、将来的に所有地が所有者が死んで、誰が正式な所有者か分からないけども、その後その話し合いが成立しないで、ごねたりして長引いた場合農地法上で強制執行と

いう部分あるのか、あるいは町の農業委員会で強制執行するという考えまで持っているのか、そこ辺りも一つちょっとあれば、考えてなければいいし、そこ辺りちょっと考えを教えてもらえれば有難いです。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 はっきり言いまして、農業委員会では強制執行までは考えておりません。あくまでも例えば所有者と折衝して、自分の置いた物でないとなれば、例えば不法投棄に当たるということも考えられますのでその辺の話し合い、そしてこの後どういったことが出来るのか、そういったことも含めて今後話し合いをする予定です。

5番 石井清人 はい分かりました。地域住民からも要望出されて、解決に向かって欲しいという要望もありますので、十分その趣旨を汲んで町からも頑張りたいと思います。
以上で私の質問を終わります。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、8番 畠山一充君の一般質問を行います。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。私から表題2項目について質問させていただきます。
1つ目は湖東厚生病院の現状と今後についてであります。湖東厚生病院の課題は、医師確保と救急医療の確立が急務で地元4町村（八郎潟町・五城目町・井川町・大潟村）の切なる願いです。

平成26年5月1日、新病院の開院に合わせて病院の名称が、湖東総合病院から湖東厚生病院、以下湖東厚生と言わせてもらいます、に変わりました。

湖東厚生は湖東地区医療再編計画の下、秋田厚生医療センターとの緊密な連携と機能分担を図り、地域密着型病院として地域医療を担っております。

湖東厚生の概要について入院診療科目ですけれども、2022年の1月19日現在におきまして、内科と整形外科の2科目、外来診療科目は内科・循環器内科・消化器内科・精神科・小児科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科の13科目、病床数は一般100床で、常勤医師数は8名、内訳なんですけれども内科が4名・循環器内科が1名・消化器内科が1名・小児科1名・整形外科が1名配置されております。

湖東厚生の令和2年度収支における運営費について、令和2年度町一般会計決算資料によりますと、湖東厚生の収支赤字見込額1億4,497万5,755円、うち運営支援額の2/3を県が1/3を地元4町村が支援しております。

令和2年度の県支援額は9,665万円です。本町の場合は収支赤字見込額の1/3に負担率31.4229%を乗じ支援額が1,5185,205円となります。

なお、支援に対しては県・町村ともに特別交付税措置8割となっております。

また、JA秋田厚生連は9病院を運営しております。地元4町村と県が合意形成を図り、収支赤字を支援している事例は、湖東厚生のみです。赤字については、医師不足もあります。診療報酬の引き下げも湖東厚生の収益に大きな打撃となっております。

湖東厚生は超高齢社会を見据えながら、地域の人たちに信頼される安全で良質な医療を提供すること、を基本方針としております。

湖東厚生の医師負担軽減において、町民がささいなことで病院へ行くいわゆるコンビニ受診を控えるといった意識改革が必要だと思います。

町民が安心して生活するためには、地元自治体及び町民自らが地域医療を支え、育てていく姿勢を築くことが大切だと思います。

それでは以下の事項について当局の考え等をお伺いいたします。

1点目が必要医師数及び医師確保対策の効果と課題について、2点目が本町における運営費の推移、平成29年度・30年度・令和元年度及び3町村五城目町・井川町・大潟村の負担率と算出根拠についてでございます。3点目が必要医師数確保困難な場合の公設民営化についてでございます。

民営化の目的は経済の活性化・利用者サービスの向上・財政健全化などが考えられます。

次に、農地の集積・集約化についてでございます。

先般、農林水産省によると地域計画（人・農地プラン）の策定において、市町村が地域ごとに協議の場を設定します。

農業者と農業委員会、農地中間管理機構（農地バンク）、JA、土地改良区などの関

係者が10年後に目指す地域農業の将来像を話し合い、農業を担う者ごとに利用する農地を特定して地図（目標地図）に示していきます。

この地図を農業委員会が素案として市町村に提出し、市町村は地域計画を策定・広告する仕組みです。

この法案（人・農地プラン）は、2023年4月1日の施行を目指し、施行後2年程度かけて地域計画の作成を進める考えです。

さて、本町の農業は重要な基幹産業と位置づけられており、今後、農地の集積化を推進することが望まれます。現状のままだと他町村の農業法人等が参入し、本町の財源（農業所得）は減収となる恐れが生じます。

ちなみに、本町の水稲作付面積ですが令和3年度は577.5686ha、令和4年度は571.5686haです。

農村部では都市部より早く高齢化と人口減少が進んでおります。地域農業の将来像を描き農地の集積・集約化を推進する必要があります。

そこで提案といたしまして、業務等（農地の集積・集約化）を行政または土地改良区が主導で担当職員を複数年（5年位）ですけれども、契約で雇用し、担い手への農地の集積・集約化を加速させることを検討してもらいたいと思います。

どうかご答弁の程よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 畠山議員のご質問にお答えいたします。

始めに議員言われました入院診療科目については、現在、内科と整形外科に加え循環器内科、消化器科の4科目となっております。

必要とする医師の数については、昨年度から内科医師3名が増員され、今年度は常勤医師9名と常勤嘱託医師1名となっており、医療法に規定される医師充足率は100%を超えております。

今後の医師確保としては、さらなる病院機能充実を目指し、泌尿器科・循環器内科の常勤医師獲得と患者数の多い整形外科・消化器内科の常勤医師増員を目指しているとのことであります。

次に、本町における運営補助金の額についてですが、平成29年度が3,036万16円、平成30年度が4,227万3,642円、令和元年度が1,333万5,512円であります。

負担割合については、五城目町が約42.6%、井川町が17.6%、大瀧村が8.4%であります。

なお、負担割合の算定方式については、4町村が負担すべき支援金額を平等割10%人口割30%、入院外来利用割50%、地元割10%で構成し、それぞれの町村の構成費割合で算出して定めております。

次に、公設民営化の質問についてであります。人口減少の進行により医療ニーズについても、今後さらなる減少が予想されます。

一方で医療供給体制の維持が求められる中、地域医療の需給バランスを維持していくこと事態が今後ますます困難になると考えられます。

2040年の本県人口は60万人台まで減少するとされている中、将来的には病院機能の集約や分科など湖東厚生病院に限らず、より広域的な医療提供体制の在り方を模索する時期となっております。

現在のように各地域で個別に医療を支える形は、今後はますます困難になることから、公設民営化も視野に行政と医療関係者が一緒に考えていく必要があるものと考えています。

なお、医師確保・医師偏在についても、全県的に共通する課題であり、医療提供体制の在り方と一体で広域的に考えるべき課題と捉えております。

次に、農地の集積・集約化についてお答えします。

先般、国において農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われております。背景には農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散冊封を解消し農地の集約化等進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であります。

今回の法律の改正では議員が言われる通り、市町村は農業者、農業委員会、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について、話し合いを実施また農業委員会は地域内の農地の出し手・受け手等の情報を集約し、関係機関とワンチームとなって目標地図の素案を作成し市町村へ提出、これを踏まえて市町村は地域の

将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を策定・公表しなければなりません。

現在、本町では一日市地区、夜叉袋地区、真坂地区、浦大町地区、川崎地区、小池地区の6つの地区において、人・農地プランが実施されております。

また、圃場一筆毎に耕作者を入れた地図の作成しています。これを基に農業委員会へ農地の貸し出しの相談があった農業者に対しては、その圃場の一番近くで耕作している人・農地プランに登載された農業者の方が受け入れの意志があるかを確認しています。

このように町としても、集約化を進めているところでございます。議員の言われる農地の集積・集約化を行政または土地改良区が主導で、担当職員を複数年契約で雇用し担い手への農地の集積・集約化を加速させることを検討してもらい、とのことですが国の補助事業の活用を含めて検討して参ります。以上でございます。

8番 島山一充

どうも有難うございます。病院の公設民営化につきましては、やはり財政上の理由で実際、公設民営化で動いたところがありまして、例えばこれは確か佐賀県の武雄市民病院というような情報もありまして、私共の湖東厚生病院はどうなのかなと、ちょっと考えをお聞きしたいなということで、どうも有難うございます。

それで再質問なんですけども、病院の方は一括した形で質問いたしますので、どうかご答弁の程お願いいたします。

救急外来の開設についてなんですけども、対応として24時間の受け入れ体制と外科の受け入れ体制が必須となり、一定数の医師の確保と外科医の確保が必要となりますが、今後の見通しについて並びに医師確保後の場合における地元の4町村の支援は継続して行くものか、及び県とJA秋田厚生連と地元4町村との運営等、湖東厚生病院の運営等なんですけども、これについて協議されていると思いますが、どういった内容等話されておりますか、という点でございます。

次に、農地の関係でございます。こちらについては、今後地球温暖化がさらに進めば米の収量減や品質低下が心配されます。

それぞれの地域の実情に合った多面的ないわゆる技術面、資金面の支援等でございますけども、政策の在り方を考えなければなりません。

どうか行政主導でJA、農業委員会、農業者一同を含め、これからの農業経営等について協議する場を設けてもらいたいと思います。

これについてどうか考えをお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄

総務課長。

総務課長 村井健一 島山議員のご質問にお答えいたします。

まず最初、病院関係の1点目、救急外来の開設についてでございます。

湖東厚生病院では現在、罹り付け患者の内科診療を中心に救急診療、入院診療を行っておるとのことです。救急外来機能は、秋田市及び能代市の急性期医療機関で担っていただいております。湖東厚生病院の役割りとしましては、軽傷急性期及び回復期での機能回復の為の入院治療を要する患者を受け入れているとのことでございます。

在宅患者への支援を現在行っているというところでございます。

それから2点目の医師確保後の場合における、地元4町村の支援を継続するかとのことですが、湖東厚生病院の収支状況は昨年度以来、改善傾向にあるものの現在の医療制度医療環境、地域の状況等を鑑みると、採算構造の解消には未だ大きな困難が伴うと考えております。

それから3つ目の県とJA秋田厚生連、地元4町村との運営等の協議内容につきましては、収支及び医療提供体制等の状況について、実情や重点の取り組みについて病院側からの説明、それとそれに対します各町村からの意見交換という形で行っております。

以上です。

議長 伊藤秋雄

産業課長。

産業課長 千田浩美

行政主導でJA、農業委員会、農業者等を集めた協議の場を、設けてもらいたいということなんですけども、先程、町長も答弁しましたが町村は農業者、農業委員会、農協、土地改良区等の協議の場を設けることとなります。

新たな協議会を設けることでなく、その協議会を活用して進めて行きたいと思っております。以上です。

8番 畠山一充 どうもご答弁有難うございます。私の方からは以上で質問を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。
次に、9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。

9番 金 一義 9番 金です。これより質問させていただきます。

まず最初に、町長さんにお伺いいたします。昨日、委員会でちょっとお伺いしたんですけども、6月定例会の行政報告にありました、三倉鼻地区での中友商事株式会社が進めていたじゅんさいプラント栽培事業の事業撤退とありましたが、この件を前には本町の残存湖の敷地でウナギとかドジョウとかいろいろなことがありまして、あった事業をこれも補助事業でじゅんさいに変わったということが経緯としてありました。

それで三倉鼻地域を指定されてじゅんさい栽培された訳ですけども、この件について町長さん個人の考えとしてはどういう感覚を持っておられるのか、と言うのはね結局、今この後質問します事業にも絡んで行くような感じがする訳ですよ。

結局これも補助事業でありまして、非常にまあ議長さんとか他の議員の方も分かりますけども、ウナギ云々とかいろんなお話しが出た中で、最後に水の問題等ありまして、この事業はあそこではだめだということで、ジュンサイに変わった経緯があると認識しております。

そこら辺の考えを、撤退することは決まったようですけども、それについての町長さんの考えをちょっとお聞かせ願えれば、と思っ前段でお聞きします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 いろいろ手挙げたのが中友商事さんで、町の用地を借りてやりたいということで、当初うたせ館のそばの用地、これを利用するはずでございました。

それで事業者さんが地下水、結構深く掘ったにも関わらず、どうしても鉄分が多いということで近くの理容業をやっておりました方にも、あそこの水も利用したらどうかということで、やはり鉄分が多くてそれで面積もちょっと小さいということで、中友商事さんが独自に東北石材に掛け合って、あそここの用地で始めた訳ですけども、やはり水が足りなくて、それで三種町さんの屋敷の方にも掘って確かボーリングしてやったんですけども、どうしても水が足りないということは常々言われておりました。

昨日も行政報告で言いましたけども、継続して今ジュンサイは成り手も少なくなりましたし、やはり農薬を使わないジュンサイというのは、これから良い事業だなと思っ私も継続していただければなと思っおりましたけども、そういうことがありまして撤退というのは本当に残念に思っおります。

9番 金 一義 そうすればですね、補助金の返還というのは発生するものですか。そこら辺。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

9番 金 一義 町長に聞いているんですけども。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

9番 金 一義 いや町じゃなくて、国の総務省から補助いただいたでしょう。

町長 畠山菊夫 ですから町の返還ですか。

9番 金 一義 いやいや町じゃなくて。

町長 畠山菊夫 事業者さん、それはあったと思います。

9番 金 一義 その率がどの位かなと思っ。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 昨日もお話ししたと思っんですけども、まだ総務省の方から回答がきておりません。ですので、まだどの位ということはここでは話すことは出来ません。

9番 金 一義 何故これを聞いたかという、町としての打ち合わせとかしておるのかなと、そこら辺でちょっと立ち入ったことをお聞きしたことでございます。何か報告ありますか。

産業課長 千田浩美 現在、事業者さんとは連絡は取り合っております。

9番 金 一義 どうも有難うございました。これで今日の本題の方に入らせていただきます。
八郎潟町脱炭素型社会構築事業についての質問でございます。地域脱炭素促進事業とは、太陽光、風力、その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会条件に適したものの利用による、地域の脱炭素型社会の実現に寄与することを目的とし、地域の自然的社会的条件に応じて、当該地域における社会経済活動、その他の活動に伴って発する温室効果ガスの排出量の削減等を行うこととあります。

また、一方では地域脱炭化素事業における、地域の環境の保全のための取り組みも必要で、町村が地域の住民に事業者の意向を十分把握した上で、地域の環境の保全の取り組みには症例等に基づき、促進区域を検討する際に必要と判断された環境の保全のための措置を位置付けることが必要とあります。

今回、本町の構築事業の計画に農業の脱炭素化モデルとして、廃校となった旧八郎潟小学校周辺公有地において、もみ殻バイオマスボイラーを活用したイチゴ栽培事業を検討したとあります。

この問題を踏まえて、質問に入らせていただきます。

1つ目は令和3年度再エネの最大限の導入の計画づくり、及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジェンドな地域社会実現支援事業第1号事業の1の補助金を使った今回の計画を立案したのはどこか、事業者なのか町が独自に発想したのかお知らせください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

この度の補助金を活用した事業を行うにあたっては、平成29年度に町が策定した八郎潟町分散型エネルギーインフラプロジェクト、マスタープラン策定事業がベースとなっています。

同プランは町として再生エネルギーを活用した、産業振興を進めるためのビジョン並びに具体的なプロジェクトのマスタープランとして策定されたものであります。

同プランでは、木質バイオマスの活用を中心に検討したものの、木質チップの長期間の安定した調達見通しが十分でないなど、早期の事業化が難しい状況となっていました。

一方で同プランで検討した、地元の再生エネルギーを積極的に活用すること、農産品等に活用していくことなどが本事業のベースとなっており、マスタープランの本格事業化に向けたステップとして、町が各種補助事業の情報収集をしたところ、日本環境協会の事業があり、それに応募したものでございます。

9番 金 一義 去年の9月のさきがけ新聞の中に、町としての畠山町長さんはこれにはすごく執着して頑張るということが新聞には載っております。後でまた聞きますけども、この事業は地域における再エネの最大限の導入のため、データに基づく現状把握及び将来の推計、地域の将来ビジョンの策定、2050年にかけての再エネ導入に関する目標ロードマップの策定、具体的な政策・施策の方向性の検討など、再エネ導入に関するマスタープランの策定を行い、地域の全体での合意形成を行うとあり、地域全体の合意形成を今後どのようにして行くのかをお知らせください。

町長 畠山菊夫 この事業の採択要件は、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生エネルギー導入目標を策定する事業であることが掲げられています。

この目標を策定する上で必要な調査・検討内容が6つ程あります。

1つ目が地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス削減のための取り組みに関する基礎情報の収集または現状分析。

2つ目が地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計。

3つ目が地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成。

4つ目が地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生エネ導入目標の作成。

5つ目が前述で述べた3及び4を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定。

最後の6つ目が前述で述べた1から5までの事業の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催、以上の6項目でございます。

9番 金 一義 そうすればその中で、最後の方で話しありました合意形成を行うための会議、ということでもありますけども、これは有識者も交えた会議は今度という感じでございますか。7つ目の。

町長 畠山菊夫 7つ目ですか。

9番 金 一義 最後のところでありました会議云々とありましたよね、一番最後のところで。

町長 畠山菊夫 専門的知識を要するということ。

9番 金 一義 これはそうすると今回この後ですね、会議をどの位持ってこの今我が町でやろうとしているのは、来年度から懸かるということの構想ですよ、まず基本的には。この新聞のあれを見ますと23年度云々ということで、町長が取材に答えてる訳ですよ、まずね。

町長 畠山菊夫 通告書で質問していただければ答えます。

9番 金 一義 要するに日数が少ない訳ですよ来年度だと、だからこれから地域云々という会議ですね、これから会議をどれ位持って、有識者にどういう方々が入られるのか、前にお聞きした時は役場の議事録出さなかったけれども、課長さん方、町長さんが入ってということ、産業課長さんが答えております。

ただ今町の町長の答弁だと、そういう会議をこれから持たれるようなお話だったので、その会議ということで今後、どういう名目で、脱炭素のことでやるんでしょうけども、その会議の持ち方です。

だからそういうことを年度内に何回あって、どういう方々をお願いして有識者に入るのか、そこら辺を町としてはどういう捉え方をしているかということなんです。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 私の考えとしては事業実施が具現化されれば、周辺住民の皆さんを対象とした説明会も勿論ですが、その前に有識者の意見も聞きながら、こういう事業の進め方について意見を聞きたいと思っております。

9番 金 一義 もう一度じゃあ町長さんに聞くけども、事業が具現化すればということで、そうするとこれはまだ全然そこまではあれじゃなくて、こういうことを目標にしてるよという感覚なんですか。

今回の八郎瀧町脱炭素の、要するに日本総研さんをお願いした計画というのは、これを踏まえてこれからと言うことですか。その中身を見ますと、23年度から云々ということを書いてありますよ事業化するというのをね、我々に配布されました本の中にもそう言うことを書いてあります。

23年度から、だからまもなく23年度になりますよ今22年度ですから、だからその中で今具現化すればという町長さんのお話しですけども、もう今6月ですよ。

そうすると後6カ月の中で来年の何月かはちょっと分かりませんが、年度内にじゃあどうということをお進めして、来年のその事業化に持って行くのかということなんです。

具体化出来なければこの事業は無しということなのか、そこら辺じゃあはっきり教えてください。

町長 畠山菊夫 おそらく何と言うか成果品、詳しいことは金さん担当から持って行って見たと思えますけども、私としては先程も言いましたけども、来年度から公募したいと思っております。と言うことは、今ちょっとあそこの場所が、これから解体が始まる建設工事のいろいろな残土も残っておりますので、その埋め立ても使用されることからあそこを使えるかどうかということ、来年度からになりますので、来年度から公募して参りたいと思っております。

それで公募したものが具現化されれば、先程言いました通り住民への説明は勿論して

行きますし、その前に有識者会議、この後で質問も出てくると思いますけども、いろいろな心配されることも出てきますので、いろんなことを相談して行ければなと思っております。

9番 金 一義 そうすると町長さんの今の話だと、来年度からそういうものに取り組みたいとまず、地域のそういうところまでじゃなくて、有識者の方々を交えた会議等を町としてはやって行って、そういう方々からの意見を聞きたいということなんですか。

町長 畠山菊夫 公募します。事業者さんを公募します。

9番 金 一義 事業者の話か。

町長 畠山菊夫 でしょう、違いますか。

9番 金 一義 要するに今これから話を出しますけども、その場所が敵地にやれるかどうかまずその問題を、町としては住民に対してどうやって説明して行くかということなんですよ。だから勿論事業者さんもこれから公募して、どっちが先か私聞いたけど、その前に事業者さんの前に、町としてその地域が果たして敵地なのかどうか、ということ町民の方々にも伝えないとだめでしょうし、地域住民の方々の考えもあるでしょうし、だからそこら辺の取り組み、事業者さんの公募をしてもいいんでしょうけども、その前に町としてやることあるんじゃないかということをお聞きしてる訳ですよ。だからまずあその場所は、この後で出てくるけども町の中心部ですよ。そういうことでまず町の取り組みのスタイルをきちっとして、事業者さん公募する、じゃあ事業者さんの公募というのは、どういう形の公募になりますかそこら辺教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 事業者の公募に関しましては、ホームページを使って公募することとなります。要するに全国から集めるということです。

9番 金 一義 いつもそういう手を使ってるんだけど、中々いなくてか何とかって最後にこの方だよってということが、過去にはあったような気がします。入札なんかでもそうですけどもまずね、だから本当にそこら辺でじゃあ聞きますけども、公募されていなければどうしますか。この事業はもし公募されて申込者がいないと、その場合はじゃあ補助金バックしますか、どうしますか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 えーとですね、実は前年度も環境協会にこれお願いしてありました。そして採択が74件中の52件採択された訳ですけども、その時は私の方の町は適合出来ませんということで、落とされておりました。それで日本総研の大島さんもこの事業にいろいろ携わってる他の町もございまして、52件採択されたうち、やはり今のコロナ禍の中でやはり手を上げる業者さんがあまりいないということで、この事業は他の自治体で北海道から沖縄までありますけども、実際にやっている事業者というのはあまりいないということです。5年位の中で出来ればいいかと、そういうスパンで今公募を懸けているということです。もし公募者がいなければ引き続き公募して、取り組んで参りたいとは思っております。

9番 金 一義 その気持ちは十二分に分かりますけども、そうすればその前段階としてですけども、ちょっと時間の関係で飛ばします。質問2つ目として、イチゴ栽培におけるもみ殻バイオマスボイラーの活用について、ということで質問いたします。資料によると2023年から2024年度で農業の脱炭素化の実現とあります。さっきも話しました。廃校となった旧小学校及び周辺公有地に農業用ハウス1棟10アールを4棟の計画がされておりますが、ハウスの顔にはもみ殻を活用したバイオマスボイラー

を4台の使用とあります。

この場所は果たして適切な場所か、当局で真剣に考えて決定したのか、すぐ近くに役場また学校と町民の住宅の密集地域でもあります。

この地域を選択した理由が知りません。今一度、当局の考えをお知らせください。
俺、飛ばしたんだよ、時間がちょっとあれなんで。質問の2番目です。

- 町長 畠山菊夫 イチゴ栽培におけるもみ殻バイオマスボイラーの活用についての問題点ということ
で、もみ殻を活用する場合の課題ですか。
- 9番 金 一義 課題というかその場所が適切なのかどうか踏まえてです。今、町長さんがおっしゃっ
た駐車場の場所でしょう。要するに雪捨て場のあそこでしょう計画されている場所は。
- 町長 畠山菊夫 質問に答えて行きますので、これ順番。
- 9番 金 一義 2番です。質問2つ目です。
- 町長 畠山菊夫 今の質問だと思います。本事業は、町の中心地を事業フィールドとすることから、
周辺住民への配慮が必要となります。
粉体状となっているもみ殻燃料の運搬時の飛散防止対策やバイオマスボイラーの運転
音対策、燃焼時の有害物質の排出回避等、徹底して対応して行くこととなります。
- 9番 金 一義 徹底して対応するという事は、どういう対応されることですか。そこら辺。
- 町長 畠山菊夫 飛散防止については、散水と放水の実施、運転音対策としては建屋内の稼働、有害物
質の排出回避については、対応可能なプラントの導入、燃焼灰の処理については農地へ
のすき込みとか排水とか、それは徹底して対策を講じなければならぬだろうと思っ
ております。
- 9番 金 一義 その選択した理由を答えてくれませんか、場所の選択をした理由を教えてください。
- 町長 畠山菊夫 場所の選択については、これ町の中心地でやるのが、やはり活気的な取り組みとい
うことで環境協会からこのプランが認められたものだと私はそう思います。
- 9番 金 一義 町長の考えは、私はちょっと解せないんですけどもね、結局この頂いた資料にありま
すけども、もみ殻というのはあの通りの形でございます。それがあそこでこの後から出
てくるけども、使用料とか云々とかあるんですけども、まずそう言う考えであれば次に
進ませていただきます。
これはもう昨年度の町長の考えが、そのようになってますね。要するにここの場所が
ということを書いてます。
特産品の開発、販売といった農業性を検討して、事業化へのハードルを探る、とい
うことをこの場所のことで、さきがけの担当者に答えております。去年の9月4日の新聞
です。
このもみ殻バイオについての課題についての以下の問題についても、大潟村でも検討
されています。そこら辺ご存知でしょうか。
- 町長 畠山菊夫 議長、金さんから頂いた質問順序にやってもらえれば。
- 9番 金 一義 順序にやっています。順序でない。
- 町長 畠山菊夫 大潟村さんの話は今初めて。
- 9番 金 一義 これは比較した形で、町長が今そういう話されたから、じゃあそれはいいです。
もみ殻燃焼の特徴としては、非結晶質シリカが豊富に含まれ、高温燃焼に伴い発がん
性物質で不溶性である結晶性シリカが生成されるため、これらの抑制が課題とされると
あります。以下の認識をどのように認識しておりますか。
- 町長 畠山菊夫 ご指摘の通り、もみ殻に限らずバイオマス全般については、灰処理の問題等が課題に

なります。

また、そもそもバイオマス資源の安定した確保も問題となります。また、もみ殻については、燃焼時のダイオキシン類の発生事例があるのも事実でございます。

もみ殻ボイラーについては、議員もご存知と思いますが、三種町のユメロン、美郷町の美郷ストロベリー他、県内においてもすでに導入されております。

今回の事業においては、当然のことながら、ダイオキシン類対策特別措置法等の関連法令を遵守した上で、民間事業者に事業を実施していただくことが必須となり、それをクリアできない機器の運転を許可することは町としてはございません。

9番 金 一義 言って悪いけど美郷町のユメロンですか、あそこは。

議長 伊藤秋雄 三種町です。

9番 金 一義 三種町のユメロンは燃料は重油と半々で100%のもみ殻ではないです。私調べた範囲では、ほとんど100%でない、大潟村は止めてますし、と言うことで次の方へ入ります。今、町長はそこら辺は害のないような形でということですけども、今のところはまだそういう害がある訳ですよ。

燃焼前の重量比で20%も発生する焼却灰の処理の問題等、これは答えなくていいんですけども、もみ殻には不燃性の無機物であるシリカが13%から29%含まれていると、発がん性物質の問題についても検討もされております。

焼却炉での留意点としては、もみ殻を900℃以上の高温で燃焼させた場合、結晶性シリカが発生し、これを主成分とするクリンカーと呼ばれる燃焼残さが炉内に付着することで、運転を阻害しますので、このクリンカー対策として、400℃から600℃程度にすることが通例となっております。

結晶ダイオキシンの発生の問題も絡んでくるこれらの対策、さっき業者さんがそういう対策しないと許可しないと、そういうことをおっしゃったようですけども、こういう対策は先程お話した、大潟村ではそれでカントリーの側に建設する予定なんですけども、そういう形で今回のもみ殻は使わないと、今のところはまだ保留になってます。

そこら辺はちゃんとした大潟村の本にも載っております。平成2年から大潟村では何度もそういうことをやっておりますので、何か今まで話した中で答弁ありますか。ないでしょう。

町長 畠山菊夫 燃焼炉での留意点について伺いますけども、本事業は国が定める脱炭素社会、持続可能社会の実現に向け、本町としてどのように貢献できるかという点が背景にございます。国の重要施策の一つとなっている脱炭素化の流れの中で、本町の基幹産業である農業をどのように持続可能なものとしていくか、ということも重要と考えます。

そのような背景の中、自然資源が必ずしも多くない本町において、もみ殻という貴重な地域資源を有効に活用しながら、脱炭素化と持続可能な農業を両立するための計画とご理解をいただきたいと思っております。

なお、燃焼炉については、先程も申しましたが、ダイオキシン類対策特別措置法等の関連法令を遵守した上で、民間事業者に事業を実施していただくことが必須となり、それをクリアできない機器の運転を許可することは町としてはございません。

9番 金 一義 そういう話を町の方では、いくらでもそういう形でそれをということのようですけども、我々一般住民としては、やっぱり一つでも不安があるのであれば、その町の中心部にこういう事業を果たして設けていいのかということが、町としての考える方針じゃないかと思っております。

要するにそういう不安材料があって、そういう業者が機器を持ってこない、ボイラーというのは私もいろんな物を調べてあります、メーカーさんをね。

みんな良いこと書いてあるんですよ、どうのこうのって。だけど実際、24時間の焼却の中で、必ずしもそれが有効に償却されている訳でなくて、やっぱり不完全燃焼もあるだろうし、そういうことがたくさん出てくると思っていますよ。

だからそういう場合に、一々計測する方がおってそのダイオキシンが出たとか出ないとかって、こういう不安材料をね町の真ん中に置くという事態が、その物をずっと別に持って行ってですよ、そこにイチゴのハウス4つ建てるのならまだいいですよ。

ここからカントリーの向こうの方について排管作るとか、それだったらまだいっくらかあれでしょうけども、やっぱりその不安材料がある物を町の中心部に設置して、業者さんがそういう物を出さないような業者を選ぶということ、俺はそこら辺がちょっと俺の

考えと町長さんの考えは違うでしょうけども、ちょっとそこら辺違うんじゃないかと感じております。

イチゴ栽培の面積は4,000ha、10アール当たり4つのハウスを建て、もみ殻バイオマスボイラーを1棟に1台、計4台の設置とあります。

それは1台のボイラーにつき消費するもみ殻の量はどの位で、月の稼働は何日を予定しているのか、そこら辺を全体的な数字をお知らせください。

町長 島山菊夫 何でイチゴ栽培なのかという質問ですか。

まず前提として、本事業は民間事業者を誘致し民間実施者による事業を想定しています。誘致を行うにあたっては、ある程度の収支の目安がないと議論が始まらないことから、収支を計算されたものです。

栽培面積4,000㎡、反収1,000㎡あたり6,000kg、販売単価kgあたり1,900円と想定しております。

また、イチゴ狩り等の体験ができる観光農園と、採れたてのイチゴを食べることのできる喫茶店の収入見込みもあわせて、必要経費となるボイラーやビニールハウスの本体価格及び設置工事費、また、もみ殻燃料費等の維持管理費を差し引くことで算出されたものでございます。

なお、これらの数値は同様の事業を行っている民間事業者からのヒアリング調査を基に、設定されたものと報告を受けております。

また、収支計算には、昨今のコロナの影響、ウクライナ情勢等による原材料価格の高騰等は反映できていないため、現実の数字と乖離が発生する可能性があります。

何故、イチゴ栽培なのかということですが、本町はご存知の通り、稲作が基幹産業となっており、農家の冬季の収入を増加させていくことが課題となっています。

そのような中、平成29年度に総務省より補助を受けた「八郎潟町分散型エネルギーインフラプロジェクト」及びその後のフォローアップ調査の中で、バイオマスエネルギーを冬季の熱源として有効に活用しながら、本町の新たな農産品の開発を検討しました。

検討の中では、じゅんさい、ダリヤ、ウナギなどの製品の検討も行っております。

その中で、商品そのものの付加価値が高く、秋田市内、首都圏へ安定した販路の確保が期待できる、また、イチゴ狩りや商品化による観光・集客のツールとして活用できる公有地への農業用ハウスの設置や旧小学校校舎を選果場・商品販売等として利用できる、といった観点から、イチゴがもっとも可能性があるという方向性に至っております。

何故、中心部ということがやはり廃校舎を町の有効活用、土地の有効活用も含めて、そのような、金さんから言えば何故町の真ん中にと申しますけども、そういうものが先程も言いましたように、環境協会から認められたものと思っております。

9番 金 一義 町長さんは環境協会、環境協会と結局先程も話したように、大潟村ではまだもみ殻のバイオについては、はっきりした認識は持ってないですよ。

と言うのはあそこは温泉まで引くということなんですけど、うちの方ではじゃあここで聞きますけども、1棟につき1台のボイラーが設置されるとありますけども、1棟のボイラーに対するもみ殻の使用量というのはどの位ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。膳本

産業課長 千田浩美 年間280トンと聞いておりますので、それを4棟で割って大体70トン位ではないかと感じております。

9番 金 一義 それは前に我々にきた資料では28トンとなっているんですよ、その修正したものは我々には配ってない訳ですよ。皆さんのは一応28トンになっているはずですよ。

それで私計算して280トンのはあります。そうするとその280トンの、じゃあ本町で生産されるもみ殻というのは何十トン、何百トン位なんですか。その試算はできますか。

議長 伊藤秋雄 島山町長。

町長 島山菊夫 先程から計画場所が町民に受け入れられるかという根拠でございまして、当初は、うたせ館に隣接した町有地の活用を中心に検討しておりました。

一方、当該候補地は面積も小さく、また、町有地と町有地の間に民地が入っていること、さらに観光拠点化を考えた場合、駅からのアクセスも必ずしも良いものとは考えら

れず、そこで考えられたのが、旧小学校及びその周辺公有地は面積も確保でき、駅からのアクセスも良いこと、また、廃校の有効活用という観点からもメリットがあることから決めたものでございます。

9番 金 一義 先程、町長さんが答えておりましたキロ1, 900円云々とイチゴの価格ですけども、それは妥当な価格なんではないでしょうか。

町長 畠山菊夫 No.3の方の質問ですか。第一に、夏場のイチゴ栽培のオフシーズンを考慮し、年間200日程度営業するものと仮定しております。
第二に、校舎を喫茶店として活用した場合のキャパシティを概算して、一日当たり25人程度の客数が見込めるものと仮定しております。
第三に他のイチゴ農園に併設されたカフェのメニューを参考に、一般的な観光客を想定して単価を一人1, 800円と想定しています。
以上の条件から収入を算定し、また、一般的な喫茶店の開業に必要な改装費等の初期費用、また、食材費や水道光熱費等を考慮して計算し、毎年240万円程度の利益が見込まれるものと算定したと伺っております。

9番 金 一義 今の答弁でいきますと客単価1, 800円云々とありますけども、25人来店でこれお客さんがお昼なのか夜なのか何か分からないような、1, 800円の根拠は何ですか。町長さんもお昼は、1, 800円のランチいつも食べていますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 先程、町長も言いましたけども、カフェのこれ多分おそらく都会になると思いますけれども、都会のカフェのメニューを参考に、一般的な客単価一人当たりの客単価と考えております。当然、こちらとは若干違いますけども、まず、ある程度の試算がなければこの後、公募した時に業者さんが何を参考にするかというのがないので、このように試算しております。

9番 金 一義 じゃあね、そういう嘘の物を書いたのを、お宅方、これをどうやって試算したんですか。実際は高い1千万円近いお金をコンサルに払ってですよ、それで1, 800円の物が都会でしょうとか、実際、ここの地域の単価を出してこの物を出さないとだめでしょう。それで一日25人ですよ。
で何百日どうのこうのと書いてあります。そういうのをお宅方まるっきり鵜呑みして今の答弁だと都会と、そういうことはちょっと異常じゃないですか。
やっぱり地域の物を地域らしい価格で出して、こうだよということを出さないと話が通じないじゃないの。1, 800円のランチ行ったら都会でしょうとあり得るんですか。こちらでランチっていったって、600円位でしょうまず、違いますか。

町長 畠山菊夫 これは想定した価格だと思います。

9番 金 一義 町長さんよ、想定したものでこういうものを我々に配ったんですか。想定した文章作って高いお金を掛けて、じゃ何も精細に調べてないじゃないですかこの資料を、想定されたもので、こういうものを作ってですよ、だっておかしいじゃないですか。
結局、地域に合ったものを作らないと、想定したもので知らない人が1, 800円で一日25人でパーになると、こんな書き方ではちょっと異常じゃないですか。
やっぱりきちっとしたもので出さないと、例えば、秋田の何処そこへ行って調べて来たとか、キャッスルだって1, 800円じゃないでしょう。ランチで1, 800円ですよこれ。

町長 畠山菊夫 その辺ちょっと大島さんの方に、後でまたどういう風に調査をしたのか詳しく聞いてみます。

9番 金 一義 そういうことをねやっぱりきちっとしたものを、もう一度やってこのものを我々にもう一度提出してくださいよ。まるっきり書き方もだめだと俺書いてあったでしょう。
やっぱりきちっとしたものを提出しないと、知らない人は、こういうことをきちっと読んでいない人はあーと思うでしょうけども、次に進みますから。

町長 畠山菊夫 金さんのご質問の中に、報告書のまとめ方がまったく素人という言葉も使われていますけども、それで問い合わせたところ、図表2-11という表現は、現在、国のレポート等でも一般的に使われている表現となっておりますということです。

また、各種学会の論文等では、図表番号について、表の場合は表の上部に、図の場合は下にというルールを基に作成されるケースも多いですが、国、自治体の報告書等では、見やすさを優先し、全て上部に示すことが一般的となっております、とのことでした。

なお、指摘のありましたもみ殻数値を、280トンと示すところを28トンとした部分があり、この点につきましては私からも訂正の上、お詫び申し上げます。

9番 金 一義 結局、こういうことを質問しないと当局では、我々に28トンで答えている訳ですよ資料にはですよ、質問したから初めて280トンということになりますよね。

きちっとしたイチゴ栽培の計画書なんかも、これから出て来るのか知らないけども、キロ1,900円の価格で妥当なのかどうか、こんなことを言うては非常に失礼なんですけども、国道に大潟村の方がイチゴ栽培を何十年とやっておりました。

その方は3年位前にイチゴ栽培を止めております今は。あそこは4棟のビニールハウスでございました。一時は秋田の方からも、幼稚園の方々がバスでイチゴ狩りに来た位なんですよ。

先程、町長さんもイチゴ云々ということをおっしゃいましたが、やっぱりはっきりしたその計画を、間に合うか間に合わないかということ、きちっとしたものをやっぱりデータを出すべきだと思いますよ。

ただ、あそこに聞いた、ここに聞いたでなくて、地形を調べて果たしてこの地域でイチゴが妥当なのかどうか、やっぱりきちっとそこら辺もお願いしておきます。

それで小学校の地域振興のための今後の利用計画、さっき町長もちょっと触れたようなんですけども、町長さんは旧小学校の活用については、農業特に園芸と絡めた活用を検討していると、昨年9月4日の新聞で表明しております。

今回の八郎潟町脱炭素社会構築事業計画も指す作成された今日、町長として事業化に向けて、ハードルを切り替え、もみ殻バイオマスの有効活用を目指すのか、目指すということによっておりますけども、そこら辺の考え方をもう一度お願いします。

町長 畠山菊夫 今までお答えした通りでございますけども、何かあれですか。

9番 金 一義 結局ですね、やっぱり資料がきちっとしたものを調査の結果ですよ、そういうものがじゃあイチゴをやった場合、先程、ちらっと触れたようですが1棟のビニールハウスの経費、それに対する人件費、そのもみ殻を何処にどうやって置いて、その残さをどうやって処理するか、そういうことを全然、ただそこに置くような形だったけども、その20%の残さ出るんですよもみ殻の場合、だからそこら辺の処理です。

田んぼに蒔くってそれ誰が蒔くんですか。そんなにそんなに田んぼにもみ殻を持って行って蒔く人いますか。

だからそこら辺もきちっとやっぱり検討された、太陽光とか風車だったらまだ話は分かります。そういうものは全然ないですから、このもみ殻というのは結局、残さがやっぱり問題なんですよ。

それと後、今言ったシリカの問題、そこら辺がただこうだからこうだということを、環境庁がどうのこうのと言うけども、大体、町の真ん中にこういう煙突付けて煙出すような事業をやっているところはないですよ。

みんな温泉とか町の外れとかそういうところでしょう、はっきり言って。だからそこら辺も、もう一度やっぱり町としても検討してもらってですね、資料なんかもきちっとしたそこら辺に合うような資料でないと、要するに我々が聞いても最後にどうのこうのというような形でなくて、きちっとした資料を提出してもらおうと、聞いたのはキロ1,900円のイチゴ買いますか。そんな高いの売ってませんよ。

町長、買ったことありますか、キロ1,900円のイチゴ。

町長 畠山菊夫 買ったことないです。

9番 金 一義 時間押してきたけども、結局ね1,900円というのは、誰に聞いてもちょっと高いと言うんですよ。この価格がね高いと言うんです。言っていること分からない。生産されたイチゴの話ですよ。

だからまずもう一度きちっと、このものを検討してもらって、その場所にやるのは私、大反対ですよ。太陽光とかだったら大賛成ですけども。特に煙突付けてそういうも

のをやるというのは。

町長 畠山菊夫 金さん、3月に資料持って行って全て見たと思いますけども、大島さんがいらした時に、そういうことを聞いていただけたら良かったんですけども、まあおそらくコンサルタントの違いだと思います。何処のコンサルタントも同じ結果は出ません。

そこのコンサルタントの違いで金さんおっしゃってることだと思いますけども、不明点があったら、また役場の方にお聞きしてもらえれば、また大島さんにお聞きして対応して行きたいと思います。

9番 金 一義 結局、嘘を書くなということです。町長笑うけど現実に嘘書いてあるでしょう。その1,900円というのもおかしいと言われてますよここら辺の人方に。この地域の人には私聞いてますよ。どうも有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、9番 金一義君の一般質問を終わります。
これより各常任委員会を開いていただきます。
最終日10日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午後3時45分)

令和4年八郎潟町議会 6月定例議会 会議録

第4日目 令和4年6月10日（金）

議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
なお、3番 伊藤敦朗君から欠席の届けがありました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育
長、各課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、議案第25号から議案第27号まで
の3議案、並びに陳情について各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、小柳聡君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第25号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について
討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第25号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第26号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第26号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第27号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2
号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第27号について、委員長の報告は可決
であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、陳情について討論・採決いたします。受理番号第1号 女性トイレの維持及びその安全安心の確保についての陳情について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第1号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第2号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第3号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第4号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第4号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。次に、受理番号第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第5号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第6号「水田活用の直接支払交付金」の見直しについての陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第6号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に日程第6、議案第28号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。
本日配付しました資料をご覧ください。
議案第28号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の吉田義則氏は、令和4年6月30日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
吉田氏は、教育委員の職歴も長く、人格も高潔であることから、教育・学術及び文化に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。
なお、任期につきましては、令和4年7月1日から4年間でございます。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第6、議案第28号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第28号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第7、報告第1号 令和3年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 続きまして、報告についてご説明申し上げます。
会議日程資料の5ページをご覧ください。
報告第1号 令和3年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和3年度八郎潟町一般会計予算の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業、健康管理システム用サーバー更新事業、高岳地区ほ場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、湛水防除事業、特定農業用管水路等特別対策事業、道路メンテナンス事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令146条第2項の規定により、報告するものでございます。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 日程第7、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第1号の報告を終わります。
次に、日程第8、報告第2号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の7ページをご覧ください。
報告第2号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の秋田湾・雄物川流域下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。
以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。
- 議長 伊藤秋雄 日程第8、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。
次に日程第9 報告第3号 令和3年度に放棄した私債権等の報告(公営住宅使用料)について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の9ページをご覧ください。
報告第3号 令和3年度に放棄した私債権等の報告について(公営住宅使用料)
八郎潟町債権管理条例第16条第1項の規定により、私債権等について放棄したので
同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。
以上、報告第3号について、ご説明申し上げました。
- 議長 伊藤秋雄 日程第9、報告第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、1番 加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 債権を放棄したという内容でございますけれども、放棄するまでにどのような対策を取っていたんですか。そのことを教えていただきたい。
額にすると相当大きいのですが、住宅使用料だと思うんですけども、これについては保証人がいるはずなんですけども、それに対してどのような行為をしたのか、その辺を詳しく教えてください。
- 議長 伊藤秋雄 はい、建設課長。
- 建設水道課長 加藤恒貴 議員のご質問にお答えいたします。
町営住宅の使用料でございますが、徴収事務としては債務者への督促を行っております。それから臨戸訪問の上、徴収を行っております。
さらに保証人への完納指導通知と合わせまして、保証人への移行要請等行っておりますが、全額ではありませんが徴収至らず、また徴収見込みのない未収金としてこのたび時効により、今回債権放棄するものでございます。
それから保証人の内容でございますが、連帯保証人は入居するときに最後まで履行するという内容でございますが、今、申しました通りあくまでもまず本人への指導通知それから保証人への通知も合わせて行って、結果的に未納だったということでございます。
以上です。
- 1番 加藤千代美 件数にすると197件となっておりますが、これは197人ですかそれとも合算して197になったということですか。
- 建設水道課長 加藤恒貴 お答えいたします。人数としては7人になります。197件というのは延月数となっております。この7人のうちの全ての月数の197件、合計額が3,311,995円という金額になってございます。以上です。
- 1番 加藤千代美 7人の人が件数にすると197件になったと、当然7人に対して連帯保証人がおる訳ですが、その連帯保証人も払わないでズルズルと経過したと、そういうことですか。

建設水道課長 加藤恒貴 本人への指導通知、催告あるいは保証人への文章等、指導通知、債務履行のお願い等行った結果、債務不履行という形で債権が残ったという状態でございます。以上です。

1番 加藤千代美 この方まだ入っているんですか。

建設水道課長 加藤恒貴 全て退居されている方です。

議長 伊藤秋雄 他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第3号の報告を終わります。
次に、日程第10、報告第4号 令和3年度に放棄した私債権等の報告について(水道料金)を、上程いたします。
提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の11ページをご覧ください。
報告第4号 令和3年度に放棄した私債権等の報告について(水道料金)
八郎潟町債権管理条例第16条第1項の規定により、私債権等について放棄したので同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。
以上、報告第4号について、ご報告申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第10、報告第4号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 さっきの3号、4号、と関連することだと思うんですけども、この3号に指摘された人が当たっているのですか、それとも全く新たな人ですか。

建設水道課長 加藤恒貴 今回の債権放棄に関して言えば、住宅と水道と重複している方はございません。なお、水道料金に関して言えば、件数が8件となっており、1番の時効を迎えたものが8人となります。件数としては延月数として84か月となります。
2番の破産した人は2人ということで、延月数として40か月ということで合計で789、420円となっております。以上です。

1番 加藤千代美 水道料金とか電気料金とか他に生活圏の関係があって、簡単に差し止め出来ないと思えますけども、84か月、40か月も放置しておくというのは、やっぱりもっと指導しないと、前の段階で300万の金が債権放棄して、ここで80万位の金を放棄したことになる訳ですね。財政にとっては非常に大きい額だと思う訳ですよ。
こういう事態が出てきた段階で、何か今後の対策は考えているんですか。

建設水道課長 加藤恒貴 水道に関していきますと、当然、本人への催告あるいは完納指導等、臨戸訪問も合わせまして、履行要請は行ってございます。水道に関していけば、給水停止という手続きも踏みまして、それで納付に至っておらなかった方が今回まず放棄という形になってございます。
手続きとしましては、この後も町営住宅あるいは水道も含めまして、これ以上債権を増やさないような努力が私共も必要かと思っておりますので、それを実行していきたいと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、7番 村井昇君。

7番 村井 昇 時効ということだけでも、この中には亡くなって時効になった人もおりますか。

建設水道課長 加藤恒貴 水道の放棄の人数には、死亡された方は入っておりません。ただ行方不明の方はございます。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第4号の報告を終わります。
次に日程第11、報告第5号 令和3年度に放棄した私債権等の報告について（損害賠償）を上程いたします。
提案者の報告を求めます。

町長 島山菊夫 会議日程資料の13ページをご覧ください。
報告第5号 令和3年度に放棄した私債権等の報告について（損害賠償金）
八郎潟町債権管理条例第16条第1項の規定により、私債権等について放棄したので
同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。
以上、報告第5号について、ご説明申し上げました。

議長 伊藤秋雄 日程第11、報告第5号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 債権放棄したの1件ですが、これは具体的に説明できますか。名前出すことができますか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。
今回の債権放棄に関しては、個人の名前は出さなくても職員の不祥事により起きた債権について、町が破産管財人を通じて債権を予定してあったものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第5号の報告を終わります。
次に、日程第12、議員派遣について、を議題といたします。
お諮りいたします。配布資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、
ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。従って、議員派遣については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。
次に、皆さんに配布しておりますように、5番 石井清人議員から発議第2号 はちらば調査特別委員会の設置について、日程を追加し議題とする動議が提出されております。
この動議は賛成者がおりますので、成立します。
お諮りします。発議第2号 はちらば調査特別委員会の設置についてを日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。
追加日程第1、発議第2号 はちらば調査特別委員会の設置について、を上程いたします。
提出者の説明を求めます。5番 石井清人議員。

5番 石井清人 発議第2号 はちらば調査特別委員会の設置について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。
これは、令和4年6月7日に議長さん宛てに提出しております。
提出者は私、石井清人、賛成者は小柳聡議員であります。
提案理由 令和4年3月議会に上程された、はちらば関連予算については、可決されたものの、その必要性、継続性など多くの意見が提出されています。
買い物弱者対策として、オープンしたはちらばの存続を期待しながらも、補助金脱却を目指した経営の改革をしなければ、町民の理解を得られないと考えます。
そこで、議会としても経営の調査を行い、経営改善の提言を出すことを目的に、表記の委員会を設置することを提案するものであります。

裏面をご覧ください。次のとおり、はちらば調査特別委員会を設置する。

1. 名称ははちらば調査特別委員会であります。
2. 設置目的はただ今述べたとおりであります。
3. 検討内容ははちらばの経営に関すること、内容としては売り上げ増への提言、経費を減らすための提言、補助金減の提言、その他、特別委員会が特に必要と認められた事項であります。
4. 審査方法は閉会中の継続審査であります。
5. 進め方、委員会での内部検討です。
6. 委員の数は6人
7. 委員会の設置期間は概ね6ヶ月（6月～11月）そして、12月議会に報告したいと考えております。

以上が設立の趣旨ですので、どうか趣旨をご理解いただきまして、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 伊藤秋雄 これより、発議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 委員会を作ることは良いんですけども、やはり自治法に基づいた100条委員会、拘束力のある、その権威のある委員会を作るのが私はふさわしいと思うんですね。
ただ委員会を作って拘束力はない、法律に縛られない委員会をやっては、しっかりとした議論が出来ないと思うので、自治法第100条に基づいた100条委員会を設置すると共に、委員は3月議会であの位意見が出たのだから、議員全員が委員になって再度審議するのが一番良い方法だと思います。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。9番 金一義君。

9番 金 一義 この6名の議員というのは発案者にご質問しますけども、どういう選抜の形で6名ということになっているのか、今、1番の質問にあったように12人の議員ですので、全員でやっぱりこの大きな問題でありますので、委員会としてやったほうがベターじゃないかと、この委員に入りたくないという人は別ですよ。
だけれども基本としてやっぱり、全員協議会としてやらないと全員の意見というのは集約出来ないじゃないかと思えます。
だからそこら辺どういう選び方をするのか分からないけども、立候補なのかそこら辺何とするのか話してなかったからね、そうするとちょっと選ばれない方にすれば、残念なところも出てくる訳ですよ。
何で俺が選ばれないかと、要するに半数が選ばれない訳ですから、くじ引きでやるんだったらそれも良いでしょうけども、1番の話されたようにやっぱり全員でやるべきだと思います。
この大きな問題ですのでいろんな意見を集約して、それをやっぱりどうするかって検討するべきだと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、提案者の石井清人君。

5番 石井清人 この案を作った段階では、各委員会から3名ずつ選んで6名と考えた訳であります。でもまず今ご提案がありましたから、これを議長さん諮ってもらって、全員で良いという意見が多ければ、私全員でも良いと思えますけども。
私考えた時点では、各委員会から3名ずつという考えでありました。以上です。

議長 伊藤秋雄 それでは、決を取りたいと思えます。今、石井議員からお話がありましたが各委員会から3名ずつ出して、特別調査委員会を開きたいと、また、9番の金さんからもお話がありましたが全員でやったらどうか、という意見もありました。
それについて決を取りたいと思えます。まず始めに、石井清人議員が各常任委員会から3名ずつ出したいという意見に対して、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立5人)

議長 伊藤秋雄 起立5人です。それから金一義君の意見に対して、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立5人)

議長 伊藤秋雄 起立5人です。それでは今回は初めてですので、全員となればやっぱりいろんな意見も出て、まとまるどころもまとまらないと思いますので、各常任委員会から3名ずつ出して、今回設立したらどうかと思います。私はそう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 それでは他にないようですので。はい、1番。

1番 加藤千代美 私の言ったことについて、回答得てません。

議長 伊藤秋雄 それからも一つ、今、加藤議員からも言われた100条委員会をやったらいけないかと、設けたらという意見もありました。それに対して石井議員何かございませんか。

5番 石井清人 100条委員会の提案があったけども、これは口頭で出せるのかな、私はこれ文章で正式に議長さん宛てに、賛同者を付けて出したんだけども、100条は今口頭で出してそれ発議として認められるのかな、そのやり方が分からないので、私は100条までは必要ないと思うけども私はね。

議長 伊藤秋雄 4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番 北嶋です。私も100条までは必要ないと思います。そして委員会を作って、委員会の中で話し合ったら良くなるんじゃないかなと、相談するためにあるんじゃないかなと思ってます。

議長 伊藤秋雄 他に意見ありませんか。それでは特別委員会を設置することは、全員賛成なようですので、各常任委員会から3名ずつ選出してもらいたいと思います。その代わり自分がこの調査特別委員会に出たいという人は、やっぱり手を挙げて出してもらいたいと思います。そういうことで設置したいと思います。次に、はちらぼ調査特別委員会の6名の選任につきましては、各常任委員会から選任いたします。それでは、これより各常任委員会を開いていただきます。総務産業常任委員会は第一委員会室で、教育民生常任委員会は第二委員会室で開催してくださいようお願いいたします。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 はちらぼ調査特別委員会の設置については、決取ったんでしたっけ。

議長 伊藤秋雄 はい、いいです。暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。総務産業常任委員会からは、2番 小柳聡君、9番 金一義君、11番 柳田裕平君、教育民生常任委員会からは4番 北嶋賢子君、5番 石井清人君、6番 京極幸村君、以上の6名が選任されました。それでは、ただちに第一委員会室において、正副委員長を互選していただきたいと思います。暫時休憩します。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。委員長には5番 石井清人議員、副委員長には2番 小柳聡議員に決定いたしました。以上、今定例会に付議された事件は全て終了しました。これもちまして、八郎潟町議会6月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉 会 午後4時)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員